

平成二十二年第二回垂井町議会定例会第一日

平成二十二年三月四日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	誠	君
三	番	木	秋	君
四	番	栗	朗	君
五	番	広	典	君
六	番	奥	耕	君
七	番	末	政	君
八	番	岩	秋	君
九	番	丹	次	君
十	番	丹	次	君
十一	番	衣	修	君
十二	番	広	康	君
十三	番	衣	修	君
欠席議員		小林	敏	君

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
企	画	桐	山	浩	治	君
税	務	江	崎	徳	夫	君

三 職務のため出席した事務局職員

健康福祉課長	小川孝夫君
住民課長	永澤幸男君
建設課長	高木栄太郎君
産業課長	三浦高雄君
下水道課長	小林徹雄君
会計管理者兼 会計課長	小藪鉄男君
消防主任	山田敏郎君
水道課長	古山則雄君
教育課長	渡辺眞悟君
学校教育課長	興慈善君
生涯学習課長	乾豊君
事務局長	高木一幸
書記	久保田陽一
書記	三木弘子

四 議事日程

平成二十二年第二回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十二年三月四日（木）

午前九時

日程第一	諸般の報告
日程第二	議第十三号 平成二十二年垂井町一般会計予算
日程第十四号	議第十四号 平成二十二年垂井町国民健康保険特別

会計予算

議第十五号	平成二十二年垂井町簡易水道特別会計予算	議第七号	垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について		
議第十六号	平成二十二年垂井町老人保健医療特別会計予算	議第八号	垂井町介護保険条例の一部改正について		
議第十七号	平成二十二年垂井町公共下水道事業特別会計予算	議第九号	垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について		
議第十八号	平成二十二年垂井町農業集落排水事業特別会計予算	議第十号	垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について		
議第十九号	平成二十二年不破郡介護認定審査会特別会計予算	議第十一号	垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて		
議第二十号	平成二十二年垂井町介護保険特別会計予算	議第十二号	町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収について		
議第二十一号	平成二十二年不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算	議第二十四号	大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について		
議第二十二号	平成二十二年垂井町後期高齢者医療特別会計予算	議第二十五号	不破消防組合規約の変更に関する協議について		
議第二十三号	平成二十二年垂井町水道事業会計予算	議第二十六号	垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について		
日程第三	議第四号	垂井町まちづくり基本条例の制定について	日程第七	議第二十七号	平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第九号）
日程第四	議第五号	垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	日程第八	議第二十八号	平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）
議第六号	垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する	日程第九	議第二十九号	平成二十一年度垂井町簡易水道特別会	

計補正予算（第一号）

日程第十 議第三十号 平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）

日程第十一 議第三十一号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）

日程第十二 議第三十二号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第十三 議第三十三号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十二年第二回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時三分）

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十九日までの十六日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、会期は十六日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、一番藤墳理君、二番吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等六件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付しておりますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 議第十三号 平成二十二年度垂井町一般会計予算

議第十四号 平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第十五号 平成二十二年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第十六号 平成二十二年度垂井町老人保健医療特別会計予算

議第十七号 平成二十二年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第十八号 平成二十二年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第十九号 平成二十二年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第二十号 平成二十二年垂井町介護保険特別会計予算

議第二十一号 平成二十二年不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算

議第二十二号 平成二十二年垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第二十三号 平成二十二年垂井町水道事業会計予算

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第十三号平成二十二年垂井町一般会計予算から議第二十三号平成二十二年垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 平成二十二年三月町議会定例会の開会に当たり、私の町政に関する所信の一端と議第十三号から議第二十三号までの平成二十二年予算の概要について御説明申し上げます。会及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

光陰矢のごとしという言葉がございますように、月日がたつのは早く、本年は私にとって二期目の集大成の年となります。一昨年から策定委員会で検討をしていただきました自治基本条例が垂井町まちづくり基本条例として形づくられ、このほかにも幼保一元化や企業誘致など今期取り組もうとしてきた重点課題がようやく形としてあらわれようとしております。今後とも持続可能な町政運営に向け、町民の皆様の声をよく聞き、思いを大事に受けと

め、町民のために邁進してまいります。

さて、昨年は日本にとりまして大きな歴史の節目となりました。八月の衆議院議員総選挙により、流行語大賞に選ばれた政権交代が実現し、鳩山内閣が誕生しました。この新政権のもと、事業仕分けなど新しい試みがなされ、マニフェストに基づいた子ども手当の創設や高校の実質無料化、地域主権の確立など、さまざまな施策が実行されようとしております。これらの施策は、国だけにかかわらず、地方の政策にも大きな影響を及ぼすものであります。今後とも注意深く見守っていきたいと考えております。

一方、我が国の経済は、最悪期を脱したという意味で底打ちしたと考えられるものの、経済活動の水準はなお極めて低く、景気が再び下押しされ、二番底となるリスクをはらんでおります。最新の月例経済報告によりますと、平成二十一年十月から十二月期の実質GDP（国内総生産）の成長率は年率四・六％増と景気が持ち直してきている反面、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

先般閣議決定されました平成二十二年の経済見通しによりますと、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」や平成二十二年予算に盛り込まれた家計を支援する諸施策等により、民間需要が底がたく推移することにより景気は緩やかに回復していくと見込まれると、政府の経済対策に自信をのぞかせながらも、先行きのリスクとして、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要低迷、海外景気の下振れ等に留意する必要があるとしております。

また、地方財政は、景気の低迷による税収の減少に加え、公

債費や社会保障関係経費の増加などにより構造的な財源不足が深刻化しており、地方自治体の歳入歳出の見通しを示します平成二十二年の地方財政計画においては、地方税が前年度比三兆六千七百六十四億円の減、増減率でマイナス一・二%と大幅な減収を見込む反面、地方が自由に使える財源をふやすため、地方交付税の増額や公債費負担の軽減措置をとるなど、地方財政に配慮した計画となっております。

県におきまして、今後三年間で約九百億円の財源不足を生じることが見込まれるとして、行財政改革アクションプランを策定し、歳出削減対策や人件費の削減、歳入確保対策により、平成二十五年当年初予算において構造的な財源不足の解消を目指すことにしており、その影響は県下市町村に重くのしかかっております。

本町におきまして、町税収入が前年度比一億七千五百八十一万四千円の減、増減率でマイナス四・七%と大変厳しい見込みをしております。

このように何かと先行きの暗い話題が多いのですが、昨年の町内のスポーツ活動においては、多くの選手が全国大会や国体で活躍され、優勝という輝かしい成績を残された選手が何人もあらわれてくれました。選手の皆さんの頑張りを大いに称賛するとともに、さらなる活躍を期待するものです。私自身も、これらの選手から元氣と強い意思をもらいながら、公正で誠実に町政の運営に当たっていききたいと考えております。

私は、ともに支え合い、思いやりの気持ち、人のぬくもりが実感できるまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいりたいと常々考えております。

そのためにも、町政運営における最上位計画であります第五次総合計画のまちづくりの将来像「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」の実現に向け、前例踏襲の既成概念にとらわれることなく、住民サービスの低下を来さないよう知恵を絞り、創意と工夫や経営感覚をもって事業を執行し、限られた財源の中でいかに最大の行政効果を図るかを全職員の共通認識として取り組んでまいります。

そこで、平成二十二年予算の編成に当たっては、三年目を迎えます第五次総合計画の実施計画を基本とし、住民ニーズを適切に把握し、効率的かつ合理的な事務執行を図るべく、真に必要な事務事業を精査することにより経費の縮減に努めました。

また、町税収入の落ち込みによる厳しい財政状況ではありますが、国庫支出金、県支出金などの特定財源を最大限活用し、地方交付税、地方特例交付金などについては地方財政計画により計上し、元利償還金に交付税措置のある有利な町債を活用し、財源の確保に全力を挙げました。

以上のような方針により予算を編成した結果、平成二十二年一般会計予算の規模につきましては、前年度比一・八%、六千五百円減の八十億八千五百万円となりました。また、九つの特別会計及び水道事業会計を合わせた総予算規模につきましては、前年度比二・五%、三億六千六百六十三万円減の百四十三億九千五百七十七万円となり、堅実的な予算編成をさせていただきました。

歳入面におきましては、個人町民税につきまして前年度比七・二%減の十二億五千二百三十万九千円を、法人町民税につきましては前年度比三五・九%減の一億五千百三十八万円を、固定資産

税につきましては前年度比・四％増の十九億三千八百五十九万九千円を見込みました。

歳出面におきましては、扶助費や公債費といった義務的経費、公共下水道事業や介護保険事業への繰出金などが依然として高い水準となっております。

それでは、平成二十二年度予算につきまして御説明させていただきます。

一般会計八十億八千五百万円、国民健康保険特別会計二十七億一千六百万円、簡易水道特別会計八千七百万円、老人保健医療特別会計六十万円、公共下水道事業特別会計八億六百万円、農業集落排水事業特別会計三千二百五十万円、不破郡介護認定審査会特別会計一千百三十万円、介護保険特別会計十六億円、不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計百七万円、後期高齢者医療特別会計二億九千万円、水道事業会計七億六千二百万円、合計百四十三億九千五百七十七万円となっております。

新年度の主な事業につきましては、府中小学校校舎（中西棟）耐震補強・大規模改造事業、朝倉運動公園野球場整備事業を実施するほか、垂井栗原線の御所野交差点改良事業、林道明神線開設に対します補助を継続的に実施してまいります。また、妊婦健康診査、各種感染症予防接種の助成拡大や福祉医療・障がい福祉関係などの利用サービスについても推進してまいります。その他、最終処分場の安定的な確保に向けた焼却灰の持ち出しを継続するなど、重要課題に重点的予算措置をしたところであります。

続きまして、予算の概要につきまして、第五次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第一は、「安全・安心のまちづくり」であります。

交通安全、防犯、消防・防災の分野であります。まず交通安全につきましては、幼児からお年寄りまで、それぞれの年代に合った交通安全啓発活動を引き続き行ってまいります。また、交通安全団体や教育関係団体などとの連携を図りながら情報交換や街頭啓発などに努めるとともに、カーブミラー、防護さくの設置など、交通安全施設の整備に努めてまいります。また、引き続き垂井栗原線御所野交差点改良事業の整備を行い、安全な交通環境を図ってまいります。

次に、防犯体制につきましては、全国的に子供やお年寄りを対象にした犯罪が増加する傾向にあるため、地域と一体となった防犯活動に努めるとともに、小学校校区へ防犯巡回員を配置するほか、児童・生徒の安全・安心にかかわる不審者情報などのメール発信基地の整備や、そのほか街路灯の設置など、防犯施設の整備にも努めてまいります。

消防・防災体制の確立につきましては、平成十六年度から自主防災組織の組織化と育成を図っておりますが、組織化率は現在七七・二％で、今後も引き続き組織化を促進してまいります。また、防災意識の高揚に努めながら、災害に対する十分な体制整備を図る必要があることから、災害用備蓄用品の充実に努めてまいります。その他、防災体制の根幹をなす消防力の強化を図るため、消火栓の新設、小型動力ポンプの更新を進めるほか、現状の防災行政無線を修繕しながら、将来に向けての防災行政無線の整備基本構想を策定してまいります。

重要施策の第二は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」で

あります。

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。また、だれもが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会の場の提供を図ってまいります。

まず、学校教育の充実につきましては、府中小学校校舎（中西棟）耐震補強・大規模改修事業を実施するほか、幼稚園・小学校におきましては、園児・児童が減少する中、地域の特性を生かした特色ある教育を推進してまいります。また、パソコンを活用した情報教育や、国際化社会における英語教育の推進を図るため、小学校に英語講師を任用、英語指導助手による英語教育や外国人児童等への日本語指導等、国際理解教育の推進にも努めてまいります。その他、「スクールアドバイザー」や「心のサポーター」を配置し、相談体制の充実に努めてまいります。

青少年育成につきましては、近年、青少年には生命を尊重する心や物を大切にする心、我慢する心、相手を思いやる心など、心の豊かさや精神的なたくましさに欠ける傾向にあることから、家庭、学校、地域が一体となった社会環境の改善に取り組んでまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。生き生きライフ推進構想に基づき、各地区公民館やタルイピアセンターを活動の拠点として、各年代に応じた各種学級・講座の学習機会を提供してまいります。また、芸術や文化への関心が高まってきており、住民主体の生き生きとした芸術・文化活動への支援を図ってまいります。

男女共同参画社会につきましては、各種事業の中での意識の啓発、審議会などへの女性の参画を働きかけてまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、今月十一日から二十回目となるカナダ・カルガリー市へ中学生を派遣いたしますが、広い視野と感覚を備えた国際的な人づくりを推進してまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、町民すべてがスポーツに親しみ、気軽に触れ合い、汗を流せるようスポ・レク祭を開催するほか、体育協会、総合型スポーツクラブ「レッツ」などと連携を図り、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。また、平成二十四年度に開催されますぎふ清流国体につきましては、実行委員会を設立し、朝倉運動公園野球場の改修を実施してまいります。

文化の振興につきましては、伝統行事への参加者や伝承芸能の担い手が固定化・減少化しており、後継者の育成支援を図ってまいります。また、垂井の大ケヤキ保存管理事業等、貴重な文化遺産の保護・保存に努めてまいります。

重要施策の第三は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み、育てられるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。また、地域で支え合う高齢者や障がい者のみならず、だれもが健康で生きがいを持って安心して生活できる社会を形成してまいります。

まず、子育て支援の充実につきましては、就業構造の変化により女性の社会参画が進み、共働き世帯が増加しているため、働く親の必要に応じた保育サービスを図ってまいります。保育園の長

時間保育や乳児保育、病後児保育、一時保育など保育内容の充実を図りながら、少子化社会に安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業やコミュニティママ子育てサポート事業などの充実を図るとともに、地域子育て支援ネットワークづくり事業を実施し、健全な子育て環境づくりを展開してまいります。また、保育サービスの充実を図り子育て支援の環境づくりをより一層進めるため、利用者、地域、運営者の観点からより効果が見込まれます幼保一元化の推進にも取り組んでまいります。その他、留守家庭児童教室の運営につきましても、利用者の利便性を図ってまいります。

次に、健康・医療の推進につきましては、保健センターを活動の拠点といたしまして、妊婦健康診査の助成など母子衛生事業の充実を図るとともに、健康情報システムの充実及び市町村保健対策推進事業の実施や、新型インフルエンザワクチンのほか、新たにヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種に対します助成措置を含めました予防対策事業を予防接種応援プランとして推進するほか、健康増進事業にも積極的に取り組み、疾病予防対策の推進に努めてまいります。また、地域医療体制の充実につきましても、医療機関の協力を得て、引き続き地域ケアシステムなどの推進を図るとともに、保健・医療・福祉のネットワークをより堅固なものとするよう関係機関と連携を密にするほか、福祉医療費の助成につきましても、引き続き中学生まで拡大を図ってまいります。その他、国民健康保険につきましても、健全で安定した運営に努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者の方がいつまでも元気で生き

がいのある充実した日々を過ごすことができるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの充実に努めるとともに、寝たきり老人等介護者への助成を行うほか、介護保険の健全な運営に努めてまいります。

障がい福祉の充実につきましては、障がい者が地域で生き生きと生活できるよう、活動の場、就労の場、交流の場を確保するため、自立支援制度の有効な活用により自立を促すとともに、自動車改造等助成事業など、障がい者支援の推進に努めてまいります。また、児童デイサービス事業の充実を図りながら、身体障害者相談員による相談事業も推進してまいります。

地域福祉の展開につきましては、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員の皆様などとの連携強化を図るとともに、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう努めてまいります。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を推進してまいります。

重要施策の第四は、「地域環境のまちづくり」であります。恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行うてまいります。また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成してまいります。

まず、自然環境の保全につきましては、地球温暖化など環境問題が深刻化する中、CO₂削減など環境に対する取り組みを通じて住民の意識改革を促すとともに、省資源、省エネルギー化、リサイクル体制を確立し、今後も全庁的に資源保護や環境保全についての啓発に努めてまいります。また、美化意識の普及と快適な環境づくりを推進するため、地域ぐるみの環境美化デーの実施に

努めてまいります。

次に、環境衛生につきましては、最も生活に密着した課題であります。ごみ問題は私たちの日常生活に起因するもので、環境に対する問題意識を高め、地域ぐるみによる環境保全運動の体制づくりが必要であり、この問題に対処するため、クリーンセンターの適切な管理運営に努めるとともに、最終処分場の延命を図ってまいります。また、生ごみ処理容器の普及事業に助成措置を行うなど廃棄物の減量化を推進し、分別収集の拠点となるエコドームを具現化するために、エコパーク敷地造成整備の予算措置をいたしました。また、地域でのごみ分別と減量をより一層推進するため、廃棄物減量等推進員を各自治会から一名づつ選出していただくことといたしました。その他、下水道整備未認可区域での合併処理浄化槽設置に対する一部助成につきましても、引き続き予算措置を講じたところでございます。

重要施策の第五は、「産業・交流のまちづくり」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。また、地の利を生かした魅力ある環境のもと企業誘致を行い、だれもが安心して働くことのできるまちをつくってまいります。

まず、農林業などの振興につきましては、農業者の高齢化が進み、担い手の確保が重要な課題となっており、地域が主体となり地域の農地を守るような体制を推進してまいります。経営の安定と農業生産基盤の整備のため、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などを支援するとともに、高性能農業機械導入事業や有害鳥獣防護さく等設置事業などに対して助成措

置をいたしました。また、適正な森林整備の充実を図るため、引き続き森林居住環境整備事業を実施してまいります。

次に、観光の推進につきましては、より多くの観光客を呼び込むため、豊かな自然、歴史、文化資源を活用した施設整備に努めながら、近隣市町村や関係機関との連携を図りながらPR活動をより一層強化してまいります。

また、ことしで二十二回目を迎えます「ふれあい垂井ピア2010」につきましては、全町民の触れ合いの場として引き続き開催してまいります。

工業の振興につきましては、現下の厳しい経済情勢などを勘案し、町内企業の設備投資、あるいは立地企業に対する助成制度を引き続き講じたところでございます。加えて、平成二十年度から進めております企業誘致策につきましても、候補地の地権者との調整に努めるとともに、農政部局など関係部局との協議を進めてまいります。

商業の育成につきましては、商工会を中心とした魅力のある商店街づくりや消費者ニーズの変化に対応した店舗づくりを促進するため、商工会事業に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、本年九月に「第二十四回中山道宿場会議垂井大会」が予定されており、大会に係ります費用の一部を助成してまいります。

勤労者の労働環境整備につきましては、高齢者や障がい者、外国人、子育てをしている女性など、だれもが平等で健康的に働くことができる環境づくりを推進してまいります。国のトライアル雇用制度を活用し、新たに若年者・中高年齢者雇用促進奨励金制度を創設し、雇用の場の確保に努めてまいります。また、離職を

余儀なくされた勤労者への支援や雇用の安定と再就職の促進を図るための事業に取り組んでまいります。

重要施策の第六は、「都市基盤のまちづくり」であります。

道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、住民との連携により、地域の特性を生かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行ってまいります。

まず、道路網の整備につきましては、国道二十一号線を中心とした幹線道路や各地区間を結ぶ補助幹線道路など、生活環境に配慮しながら、安全で人に優しい円滑な交通ネットワークの形成が重要であることから、地域の方々の御理解と御協力をいただきながら、生活道路を中心に、新設改良八事業、路側改良八事業、舗装改良五事業を実施してまいります。

次に、河川・治水の整備につきましては、砂防や急傾斜地整備の推進や排水路等整備二事業を実施してまいります。

市街地形成につきましては、総合的かつ計画的な土地利用を推進するため、大垣都市計画区域マスタープランの見直しを行います。自然環境の保全などに配慮しつつ、土地利用制度の適正な運用に努めてまいります。また、安全で快適な居住環境の整備を図るため、市街地整備を行ってまいります。

上下水道の整備につきましては、より安定した給水を図るため、計画的な配水管網の整備などを進めるとともに、適切な水源確保のため第六次変更事業を引き続き推進してまいります。また、下水道整備につきましても、快適な生活環境と河川等の水質保全を図るため管網整備を推進するとともに、浄化センターや北部第一、

伊吹の農業集落排水施設につきましても適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通機関につきましては、利用しやすい公共交通機関の確保に向け、JR東海を初め関係機関に利用者への利便性向上を積極的に働きかけてまいります。

また、身近な交通手段として住民に広く定着しております巡回バスすこやか号につきましては、安全第一の運行に努めるとともに、町民の足としての役割を果たしてまいります。

重要施策の第七は、「協働のまちづくり」であります。

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者などとの協働を図ってまいります。また、今議会に提案します垂井町まちづくり基本条例が円滑に施行できますよう、住民に広く周知するとともに、まちづくりセンターの設置準備などの施行に向けた取り組みを進めてまいります。その他、積極的に広報・広聴活動を行い、住民と行政が互いに情報共有できる仕組みを整えてまいります。

まず、地域活動につきましては、快適な生活環境づくりに向け住民の自主的な活動を促進するとともに、連帯感をもって参画できる体制づくりに努めてまいります。

次に、住民参画につきましては、NPO、福祉ボランティア団体など、あらゆる分野での住民活動をより活発化させ、まちづくりへの住民参画をさらに進めてまいります。また、協働のまちづくりを推進するため、住民のボランティア意識高揚を図り、行政主導型から住民が直接携わることのできる範囲を広げ、よりよいまちづくりや地域づくり活動の活性化を図ってまいります。

広報・情報公開・公聴につきましては、より一層親しまれる広報紙の発行に努めてまいります。また、広く住民の意見を行政施策に反映させるため、地域ふれあいトークを実施し、今後もパブリック・コメントなどを積極的に活用するなど、公聴機能の充実を図ってまいります。

重要施策の第八は、「行財政運営」であります。

複雑化・多様化する住民ニーズに対応するため、効果的で効率的な行政運営を図ってまいります。また、限られた財源を有効に活用するため、計画的で健全な財政運営に努めてまいります。

まず、行政運営につきましては、住民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、行政評価制度の推進により行政事務の効率的な運営を図るとともに、行財政改革を積極的に推進し、総合窓口サービスなど行政サービスの充実を図り、職員の資質向上のため、各種研修に積極的に参加させるなど、先進的な感覚と創意工夫をもって行政を推進できる人づくり、職場づくりに努めてまいります。

次に、財政運営につきましては、地方公会計改革に伴う財務書類の整備を引き続き実施するほか、経常経費の節減・合理化を図り、財源の適正配分を行うとともに、自主財源、特定財源の確保に努め、効率的な運用に努めてまいります。また、県の徴収部門へ職員を引き続き派遣し、徴収技術のさらなる向上を図り、徴収嘱託員とも連携しながら、滞納の解消にも努めてまいりたいと考えております。

以上が平成二十二年度予算の概要であります。

この後提案いたします垂井町まちづくり基本条例の前文に次の

ような一節がございます。「私たち一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、住民、議会、行政が互いに手をとり合つて、これからのまちづくりを、みんなで考え、みんなで創りあげていくことが必要です。」

今、経済も、日本という国も、そして世界も、先の見えない混沌とした状況が続いております。この状況下で「わがまち 垂井」を守っていけるのは、まさに町民の皆様であり、議員各位であり、職員を含む私であります。この難局を乗り越えていくためには、三者が手をとり合い、国任せ、県任せではない、自分たちの力で道を切り開いていかなければなりません。私は、その指揮者として皆様の先頭を歩いていきたいと考えております。

今後とも地域主権の確立に向けて取り組むとともに、住民に必要なサービスを確実に提供できるよう財源を確保していき、住民生活の安心と安全を守ること、地域活力を回復させることを念頭に諸施策を進めてまいりますので、議員各位を初め町民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

平成二十二年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長から補足説明をいたささせていただきますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま提案されました議第十三号からの各議案につきまして、私どもの各所管に係ります議案別に補足説明をさせていただきます。

まず、冒頭、補足説明の内容に入ります前におわびを申し上げます。

ます。皆様のお手元に正誤表が配付してございます。予算書三カ所、予算資料二カ所の訂正でございませう。十分精査したつもりでございましたけれども、正誤が発生いたしました。まことに申しわけございません。おわびを申し上げます。よろしく訂正方、お願いをいたします。

それでは、議第十三号の平成二十二年度垂井町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

まず、予算書の第一ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず条文でございませう。(歳入歳出予算)第一条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ八十億八千五百万円と定めるものでございませう。二項では、予算の款項の区分及び金額は、「第一表 歳入歳出予算」によるといふことで、予算書をおめくりいただきますと、五ページでございませう。まず歳出の方から説明をさせていただきますませう。第一表の歳出、五ページでございませう。あわせて、お手元に配付してございませう予算資料をござらんいたしたいと思ひませう。予算資料では十四ページに構成比率等が掲載いたしたいと思ひませう。それもあわせて御参照をいたしたいと思ひませう。

それでは、内容に入らせていただきます。

款一議会費、項一議会費でございませう。前年度比 四%の減、三十四万五千円でございませうが、八千五百四十六万九千円を計上いたしたところでございませう。

次に、款二総務費、項一の総務管理費でございませう。前年度比四千八百四十二万一千円、八・四%の増でございませう。六億二千五百五十三万二千円を計上いたしたところでございませうが、増の主な要因でございませうが、生活安全関係施設、これは街路灯、あ

るいはカーブミラーでございませうが、これをデータベース化した整備費、それから防災行政無線の施設整備基本構想をこの際計上して、しっかりとした防災行政無線のあり方に取り組んでまいりたいといふことでございませう。もう一つは、臨時職員、各所管別の所属でそれぞれ予算を計上いたしておりましたが、そのうち一般事務補助に係る臨時職員に關しましては、労務管理上の一括化、あるいは労務の効率化を目指しまして、総務費の方に一括計上をさせていただきますいたしたものでございませう。以上が主な理由でございませう。

次に、項二の徴税費でございませう。前年度比一千五百八十七万七千円、八・四%の減で、一億二千六百五十一万四千円を計上いたしたところでございませう。この主な減は、昨年度、年金特徴システムの開発を行いました。これが大きな要因となっております。

次に、項三戸籍住民基本台帳費でございませう。前年度比百二十万四千円、三・三%の増でございませう。三千八百一十一万五千円を計上いたしたところでございませう。これの主な要因といひませうが、これは通常の管理費関係でございませう。

次に、項四選挙費でございませう。前年度比三百一十一万四千円、二六・一%の増でございませう。一千五百六万五千円を計上いたしたところでございませうが、国政選挙、二十一年度は衆議院選、それから二十二年度は参議院選といふことで、国政選挙は変わりなくございませうが、あわせて県議会議員選挙が執行されませう。その所の経費を計上して増となつたものでございませう。

次に、項五統計調査費でございませう。前年度比五百四十八万、一一八・一%の増となっております。一千一十一万九千円を計上い

たしました。これは諸統計ございますが、とりわけ国勢調査の調査年になっております。その諸経費の関係で増となっているものでございます。

次に、項六監査委員費でございます。前年度比七万二千元、九・四％の減ということで、六十九万四千元を計上させていただきましたところではございます。

款の計でございますが、四千六百五十六万円、六・一％の増で八億一千六百三十九千元となったところでございます。

次に、款三民生費、項一社会福祉費でございます。前年度比一億三千二百五十七万円、一％の増でございます。十四億四千六百七十五万二千元を計上いたしましたものでございます。主な増要因でございますが、障がい者福祉サービス関係費、シルバー人材センターの事務所建設費、それから老人福祉施設、いぶき苑だとかグループホーム、こういったところへのスプリンクラー整備事業補助、こういった事業などが主な増要因でございます。

次に、項二児童福祉費でございます。前年度比三億六百九万一千円、三一・四％の増で十二億八千七百七十九万七千元を計上いたしました。こちらの増要因は、児童手当から子ども手当に移行するというところで、児童手当二カ月分、子ども手当十カ月分という形になります。これに伴います増額分を見込んだものでございます。

次に、項三災害救助費でございます。五千万円を計上いたしておりますが、これは前年同額で科目設定でございます。

款計、合わせて民生費四億三千八百四十八万八千元、一九・一％の増で、二十七億二千八百五十五万四千元となったところでござ

います。

次に、款四衛生費、項一保健衛生費でございます。前年度比二千五十七万二千元、五・四％の減、三億六千二百二十四万七千元を計上いたしました。減要因といたしましては、保健センター空調費、昨年行いましたが、それが皆減となっておりますし、各種予防接種の実績精算によりますところの減でございます。新たにヒブワクチン等の補助制度は設けていきますけれども、差し引き減となったものでございますので、よろしくお願いいたします。

項二清掃費でございます。前年度比三千二百四十九万八千円、八・二％の減でございます。三億六千四百二十一万三千元を計上いたしました。減要因といたしましては、昨年度、ごみ収集車を購入いたしております。それと焼却灰の処理費、昨年は二百九十九トン処理をいたしまして、本年度は二千トンを予定いたしております。それから、合併浄化槽の補助関係でございますけれども、実績精算によるところの減ということで、このような状況になっております。

款の計、衛生費でございますが、前年度比五千三百六万三千元、六・八％の減ということで、七億二千六百四十六万円を計上いたしました。

次に、款五労働費でございます。項一労働諸費でございます。こちらは前年度比五百七十万円、四五・九％の増でございます。雇用促進奨励事業、新たな事業でございますが、国とタイアップしながら、この制度を創設いたす経費、あるいは勤労者向け各種資金融資に伴います預託金などを計上いたしております。それらが主な増要因となっております。

次に、款六農林水産業費でございます。ページをおめくりいただきまして、項一農業費でございます。前年度比一千五十六万二千円、五・六％の減となっております。一億七千六百八十七万二千円を計上いたしました。主な減要因は、農道舗装等の工事費及び県営土地改良事業負担金などの減でございます。

次に、項二林業費でございます。前年度比九十三万七千円、一・五％の増でございます。六千四百七十七万二千円を計上いたしました。増要因といたしましては、一般造林事業、これは団地間伐、作業道の開設、あるいは枝打ち、雪起こし、いろいろございますが、とりわけ団地間伐、作業道開設、こういったものの補助の増でございます。

合わせまして、款計、農林水産業費は九百六十二万五千円、三・八％の減で、二億四千四百四十四万四千円を計上いたしましたところでございます。

次に、款七商工費、項一商工費でございます。こちらは前年度比百八十八万五千円、一・五％の減ということになりまして、七百三十七万七千円を計上いたしましたところでございます。これは、昨年度、企業誘致適地調査を行いました。それが皆減でございます。それから、新たに工場設置奨励金の対象となる工場が発生しております。これは増でございます。そういった差し引き増減で減になっているものでございますし、ふれあい垂井ピアの方の補助金も減といたしております。

次に、款八土木費でございます。項一土木管理費、前年度比二百七十万円、六・三％の増でございます。四千五百八十八万一千円を計上いたしておりますが、主な増要因は人件費でございます。

次に、項二道路橋りょう費でございます。前年度比九千二百九十九万九千円、二九％の減でございます。二億二千五百六十九万六千円を計上いたしました。主な減要因は、宮ノ前踏切JR委託料の減、それから道路改良等の工事請負費の計上減、御所野交差点などの物件移転補償費、こういったものの減などが主な要因となっております。

次に、項三河川費でございます。前年度比一千四百六十一万四千円、三一・三％の減でございます。三千二百八十八万八千円を計上いたしました。これは河川整備費の減ということで、主な要因でございます。

次に、項四都市計画費でございます。前年度比一億九百九十九万七千円、一六・七％の減でございます。五億四千七百四十二万二千円を計上いたしましたところでございます。減要因といたしましては、公共下水道への繰出金の減、それから垂井駅のバリアフリー化、これはエレベーター設置の関係ですけれども、これの補助の減が主な要因となっております。

次に、項五住宅費でございます。前年度比三百二十八万二千円、一・五％の増となっております。三千四百四十八万七千円を計上いたしました。増要因といたしましては、永長町営住宅の下水道受益者負担金を計上、また、そのほかの町営住宅の補修整備費関係の増でございます。

合わせまして、土木費は前年度比二億一千六十三万八千円、一九・二％の減となりまして、八億八千五百二十一万四千円を計上させていただいたところでございます。

次に、款九消防費でございます。項一消防費、前年度比二千六

百十八万一千円、六・三%の減を計上いたし、三億八千九百三十一万五千円となりました。主な減要因といたしましては、不破消防組合分担金の減、これが主なものでございます。

続きまして、款十教育費でございます。項一教育総務費でございます。前年度比二百六十七万七千円、二・六%減の八千六百七十七万八千円を計上いたしたところでございます。こちらは、総務費の方に臨時職員の賃金を持つてまいりました関係上で臨時職員の賃金減、それから郡教育振興会負担金の減、これは「不破のあゆみ」の関係で、この負担金がふえておったんですけれども、これが完成してきております。それが主な要因となっております。

続きまして、項二小学校費でございます。前年度比二億一千九百九十三万九千九百九十九円、三七・九%の減でございます。三億五千九百六十二万四千円を計上いたしました。減要因といたしましては、耐震補強計画策定実施設計業務の委託、これにつきましては減でございます。それから学校整備補修費、これも減となっております。それから、二十一年度は垂井小学校の耐震、あるいは大規模改造を行いました。二十二年度は府中小学校の中西棟で計画をいたしております。その規模の差による減でございます。府中小学校につきましては、二十二年と二十三年にそれぞれ実施をしてまいりたいという考え方であります。

次に、項三中学校費でございます。前年度比二百二十四万三千円、二・九%の減、七千三百八十八万三千円を計上いたしました。この減要因は、学校管理費のもろの諸経費がございしますが、それらの減でございます。

次に、項四幼稚園費でございます。前年度比四十六万六千円、

・三%の減、一億三千八百五十二万二千円を計上いたしました。こちらにも幼稚園管理費関係のもろの諸経費の減でございます。それから、項五社会教育費でございます。前年度比二千二百七十九万九千円、七・九%の減、二億五千七百三十三万五千円を計上いたしております。減要因といたしましては、各公民館の管理運営費の減、それから文化財保護費、文化会館管理費、タリイピアセンターの管理費関係の減でございます。

次に、項六保健体育費でございます。前年度比三千五十九万九千円、二・六%の減でございます。一億一千七百三十九万九千円を計上いたしました。主な減要因といたしましては、人件費、あるいは北部グラウンドの整備関係、二十一年度で完成いたしております。この減が主な要因となっております。

款十教育費の総額でございますが、二億七千七百三十九万四千円、二一・二%の減ということで、十億二千八百五十一万一千円を計上いたしたところでございます。

続きまして、七ページをおめくりいただきますと、款十一災害復旧費でございます。項一農林水産施設災害復旧費一万一千円、項二公共土木施設災害復旧費一万二千円、項三文教施設災害復旧費一万円、項四その他公共施設災害復旧費一万五千円、これらはいずれも前年同額でございます。科目設定をいたしておるものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、款十二公債費でございます。項一公債費、前年度比二千三百二十三万三千円、二・二%の増となっております。これは地方債関係、借財の元利償還金でございます。十億五千九百二十万五千円を計上いたしております。

続きまして、款十三諸支出金、項一普通財産取得費でございます。こちらは前年同額で、科目設定四千万円を計上いたしております。

次に、款十四予備費、項一予備費でございます。三千万円を計上いたしております。こちら前年同額でございます。よろしくお願いをいたします。

歳出総額、締めまして前年度比六千五百万円、・八%の減という形で計上をいたしたところでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、ページをお戻りいただきまして、歳入の説明に入らせていただきたいと思います。予算資料につきましては十三ページでございます。

款一町税、項一町民税でございます。前年度比一億八千四百四十七万七千円、一一・四%の減、十四億三百六十八万九千円を計上いたしたところでございますが、主な減要因は、個人の町民税で七・二%、九千六百七十万五千円、それから法人住民税で三五・九%の減、八千四百七十七万二千円でございます。こういった要因で減となっております。引き続き景気悪化等によります税収減を見込んだところでございます。

次に、項二固定資産税でございます。前年度比六百七十六万五千円、・四%の増となっております。十九億三千八百五十九万九千円を計上いたしましたのでございます。景気に左右されずに、こういった微増ではございますけれども、増額でございます。よろしくお願いをいたします。

項三軽自動車税でございます。前年度比百十六万四千円、二・

一%の増となっております。五千六百七十九万八千円を計上いたしたところでございますが、軽自動車等のいわゆる台数増等によるものでございます。

続きまして、項四町たばこ税でございます。前年度比二百二十六万六千円、一・八%減の一億二千七百九万四千円を計上いたしております。喫煙率の低下等によりますものでございます。

それから、次に款二地方譲与税、項一地方揮発油譲与税でございます。これは一千七百万円、前年同額を計上させていただいたところでございます。

それから、項二自動車重量譲与税、こちらは前年度比八百二十万円、一・一%の減、七千二百八十万円を計上いたしました。

次に、項三地方道路譲与税でございます。これは皆減となっております。全額減ということで、科目設定のみの千円を計上させていただいております。八百九十九万九千円の減でございます。この地方譲与税関係から地方財政の国が示すその内容等によりまして、これを計上いたしております。

続きまして、款三利子割交付金、項一利子割交付金でございます。前年度比較二百十万円、一五・%の増となっておりますが、一千六百万円を計上いたしましたのでございます。

次に、款四配当割交付金、項一配当割交付金、こちらは前年度比三十万円、六%の減を計上いたしました。

続きまして、款五株式等譲渡所得割交付金、項一株式等譲渡所得割交付金でございます。これは前年同額の二百万円を見込まさせていただいたところでございます。

次に、款六地方消費税交付金でございます。項一地方消費税交

付金、前年度比較一千三百万円、六%増の二億三千万円を見込んだところでございます。

次に、款七自動車取得税交付金でございます。項一自動車取得税交付金、前年度比一千六百二十万円、三六%の減ということで、二千八百八十万一千円を計上いたしましたところでございます。

次、ページをおめくりいただきまして三ページでございます。

款八地方特例交付金、項一地方特例交付金でございます。前年度比は、款別の計でいいますと六百五十万円、一五・五%の増という形でございますが、実は昨年度、この項の中にはもう一つ特別交付金というものがございました。それが二十二年度の地方財政説明会におきまして、これが廃止というような方向性が示されておりまして。昨年度は九百万円を見込んでおりましたが、廃止ということで皆減になっておりますが、かわつてこの地方特例交付金でいいますと、前年度比較一千五百五十万円、四七%の増ということになっております。ということ、款の計の比較では六百五十万円、一五・五%の増ということでございますが、そちらの増要因といたしましては、住宅借入金等の特別税控除がございません。そのの税収減、あるいは自動車取得税の減税、これらに伴います交付金の減、これに対する額を国がいわゆる補てん配分してくれるということ、こういつた増になっておるものでございます。

続きまして、款九地方交付税でございます。項一地方交付税、前年度比二億三千八百万円、二・九%の増、十三億七千八百万円を計上いたしましたところでございます。こちらは、国において地方交付税総額でございますが、前年度に対して一兆七百三十三億

円を増額されまして、十六兆八千九百五十五億円という総枠で、前年度比六・八%の枠を設けていただきました。それに伴います増要因とあわせて、後ほど町債でも出てきますが、臨時財政対策債、これは交付税の裏打ち一%になるものでございますが、こういつたものも含めて地方財政に手厚く配慮がなされているものでございます。したがって、こういつた増になってきております。

続きまして、款十交通安全対策特別交付金でございます。項一交通安全対策特別交付金、前年同額の四百万円を見込んだところでございます。

続きまして、款十一分担金及び負担金でございます。項一分担金、前年度比皆増となっております。七十二万円。こちらは県単土地改良事業に伴います受益者分担金でございます。

次に項二負担金でございます。前年度比三百四十九万八千円、二・四%の増、一億五千百十五万九千円を計上いたしました。こちらは民生費負担金、保育料の増が主なものでございます。

合わせて、款十一分担金及び負担金の計でございますが、前年度比四百二十一万八千円、二・九%の増ということで、一億五千八百七十九千円を計上いたしました。

款十二使用料及び手数料でございます。項一使用料、前年度比五百七十九千円、三・五%の減、一億四千百一十三万三千円を計上いたしました。主な減要因は、民生使用料で二百四十万円が減になっておりますし、土木使用料関係でも二百三十五万八千円減となっております。こういつたものが主な要因でございます。

次に、項二手数料でございます。前年度比三千八百八十六万八

千円、四一・六％の増で、一億三千二百三十四万四千円を計上いたしました。こちらの増要因の主なものは、一般廃棄物処理手数料、これはごみ袋の代金と言ったらなんですからけれども、手数料で徴収いたすわけでございますけれども、これが増となっております。

昨年のごみ袋値上げまでは、実はごみ袋販売代金は雑入で見えておりました。値上げと同時に、この一般廃棄物処理手数料の方に計上いたすことになったわけでございますが、そのような形で、二十二年度は一年分まるつとこちらで見させていただくということが増えてきているものでございます。

合わせまして、款の合計、前年度比三千三百七十八万九千円、一四・一％の増で、二億七千三百四十一万七千円となったところでございます。

続きまして、款十三国庫支出金でございます。項一国庫負担金、前年度比較三億二千九十三万三千円、一四九・一％の増、五億三千七百七十七万九千円を計上いたしました。主な増要因は、児童手当国庫負担金の減、これは二十二年度は二カ月分になりました。そのかわりに子ども手当国庫負担金、これが十カ月分見るということで、あわせて中学生分も皆増となるわけでございますけれども、こういったものの増要因となっております。

続きまして、項二国庫補助金でございます。前年度比一億七千四百七十七万二千円、四四・三％の減、二億一千五百六十八万八千円を計上いたしました。主な減要因は、小学校耐震及び大規模改造工事の対象規模、垂井小学校と府中小学校との規模の差でございます。これが主な減要因となっております。

続きまして、項三委託金でございます。前年度比二十一万三千

円、三・六％の減、五百六十九万八千円を計上いたしました。

合わせて款の計、昨年度比一億五千二十四万八千円、二四・七％の増となりまして、七億五千九百六十五万五千円を計上いたしましたところでございます。

次に、款十四県支出金でございます。項一県負担金、前年度比一千三百七十二万九千円、七・四％の増、二億四万七千円を計上いたしました。主な要因は、児童手当負担金の減と子ども手当負担金の増、これらの差し引き増となっております。その分でございます。

続きまして、項二県補助金でございます。前年度比二千二百九十二万円、八・四％の減、二億五千五百五十一万三千円を計上いたしました。主な減要因は、垂井駅のエレベーター設置、バリアフリー化事業でございますが、エレベーター設置事業の補助金の減、民生費関係の補助の増、それから緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の補助の増、これは雇用促進の関係で臨時の方を採用していくという基金事業の裏打ち分のものでございます。こういったものの差し引き減でございます。

次に、四ページをおめくりいただきますと、県支出金の続きが項三委託金でございます。前年度比六百九十九万五千円、一・五％の増、七千三百四十八万三千円を計上いたしました。この増要因は、総務費委託金のうち国勢調査委託金と県議会議員選挙委託金、こういったものが増となったものでございます。

県支出金の合計でございます。前の三ページでございますが、前年度比二百十九万六千円、四・四％の減、五億二千五百四万三千円を計上いたしたところでございます。

続きまして、款十五財産収入、項一財産運用収入でございます。前年度比八十二万二千円、七・七%増の一千百五十九千円を見込んでおります。これは基金利子関係でございます。

続きまして、項二財産売払収入でございます。前年度比一千六百五万円、三六・九%の減、二千七百四十七万七千円を計上いたしております。主な要因は、御所野交差点改良に伴いますいわゆる代替地ですね。これの売却代金などでございますが、それが減となっております。

款十五財産収入の計でございます。前年度比一千五百二十二万八千円、二八・一%の減、三千八百九十八万六千円を計上いたしましたところでございます。

款十六寄付金でございます。項一寄付金、六千円を計上いたしておりますが、これは基本的には科目設定でございますが、前年度実績に基づきまして、新たに節の方に細節を設けました。いわゆる一般寄附金とふるさと納税関係の寄附金、これを細節の方で見込んだということで、それぞれ千円ずつ見込みましたので、この千円が増となっているものでございます。

続きまして、款十七繰入金でございます。項一特別会計繰入金でございます。二千円を設定いたしております。これは科目設定でございます。これも昨年は千円でございましたが、ことしは老人保健医療特別会計分は昨年度もございましたが、新たに後期高齢者医療特別会計分も千円科目設定で見込んだものでございます。

続きまして、項二基金繰入金でございます。前年度比較三億八千六百三十七万九千円、八一・四%の減、八千八百三十万円を計上いたしました。主な要因は、昨年度、財政調整基金で三億三千

四百万円ほど、それから減債基金から五千万円ほど、これを取り崩したところでございますが、本年度はこれをいたしません。したがって、こういった大幅な減になっているものでございます。

款計でございます。繰入金の計でございますが、前年度比較三億八千六百三十七万八千円、八一・四%の減、八千八百三十二万二千円を計上いたしましたところでございます。

続きまして、款十八繰越金でございます。項一繰越金、前年同額二億円を見込ませていただいたところでございます。

続きまして、款十九諸収入でございます。項一延滞金、加算金及び過料でございます。前年度比較五十万円、五%の増ということで、百五十万円を見込ませていただいたものでございます。次に、項二町預金利子でございます。千円を見込ませていただいて、これは科目設定でございます。

項三貸付金元利収入、前年度比較四百五十四万七千円、九二・四%の減、三十七万五千円を計上しております。

次に、項五雑入でございます。前年度比一千五百九万四千円、二四・四%の減で、四千六百八十四万四千円を計上いたしました。主な要因は、使用料及び手数料でも申しましたが、昨年までごみ袋代金をこちらで見込んでおりました。値上げするまではこちらで見込んでおりました。その分でございます。あわせて、昨年のみの地域の文化芸術活動支援として、これも昨年度だけございましたので、ミュージカル奥の細道関係の形でこれを受け入れたものでございますが、それらがなくなったということで減になっております。

諸収入の計でございますが、前年度比較一千九百十四万一千円、二八・二％の減、四千八百七十二万円を計上いたしました。

続きまして、款二十町債でございます。項一町債、前年度比較一億一千九百六十万円、二一・七％の増でございます。主な要因は、地方交付税の方に一　％裏打ちのございます臨時財政対策債、これを国の示す限度額いっぱいを見込みました。そのほか教育債を事業規模に従って減をいたしまして、差し引き増減で増となっているものでございます。

歳入合計いたしましたして、歳出ともども八十億八千五百万円、前年度比六千五百万円、　・八％の減ということで、歳入歳出で均衡を図ったものでございます。

以上が第一表にかかります御説明でございましたが、以下、事項別明細書がずつつとつておりますが、こちらは省略をさせていただきますまして、この予算書の後ろの方のページでございますが、給与関係の明細、給与費明細書ということで、ページでございますと百三十四ページから百三十八ページにわたって明細を添付して調整させていただいております。

あわせて、債務負担行為に関する調書も百三十九ページに調整をさせていただきます添付をさせていただいておりますので、よろしくお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、まことにお手数かけますが、また一ページにお戻りをいただきたいと思っております。

一ページの関係で、次は第二条、地方債でございます。地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表　地方債」に

よるということで、八ページをおめくりいただきたいと思っております。

こちらに第二表　地方債を掲示させていただいております。二件の起債の目的がございます。一つは臨時財政対策債でございます。限度額は五億八千八百万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率は五％以内ということでございます。償還の方法は、借入先の融資条件によるものとするというような方法内容も記載いたしております。もう一つは学校教育施設等整備事業でございます。限度額八千二百四十万円を予定いたしております。起債の方法及び利率、償還の方法は同じでございます。こういった形になっておりますが、一つ目の臨時財政対策債は、昨年度当初で申しますと三億九千四百九十万円を計上いたしておりましたが、四八・九％の増ということで、この臨時財政対策債につきましては、国の総額枠が七兆七千六十九億円ということで、これは先ほども申しましたが、地方交付税に元利償還金全額裏打ちされるというものでございまして、あわせて垂井町の健全化判断比率の中にございまして実質公債費比率、これは二十年度分で三力年平均をお示しさせていただきますましたが、一一・六％、こちらの方には、この借入金計算はされないものでございます。そういった仕組みのものでございますので、よろしくお願いをいたします。学校教育関係の整備事業につきましては、昨年度は垂井小学校分で、当初予算一億千八百三十万円を見込まさせていただきましたが、三・三％の減を計上いたしておるものでございます。この地方債につきましては、この一般会計の予算書の一番最後になります。百四十ページ、こちらの方に地方債の前々年度及び前年度及び当該年度の年度末の見込みの調書が添付されております。こちらも

精査をいただきたいと思ひます。

また、恐れ入りますが、一ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

第三条、一時借入金でございます。地方自治法の規定によりまず一時借入金の借入れの最高額は、五億円とさせていたいただくのでございます。

次に第四条、歳出予算の流用でございます。こちらでも地方自治法のただし書き、といひましても、地方自治法第二百二十条第二項のただし書きでございますが、こちらの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合、通常ですと、目以内は執行権範疇で流用ができるわけですが、款にも、款項に關しましてはこれできません。が、こちらの第四条の方で、款の中の項間で流用できるということ、(一)には各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での項間の流用を行うということ、これを定めておるものでございます。

以上、長々と説明をさせていただきましたが、昨年度とは随分と違つた形になっております。よろしく御了承いただきまして、私のところの補足説明を終わらせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時五十分といたします。（午前十時三十四分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時五十二分）

休憩前に引き続き補足説明を求めます。住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは私の方、住民課の所管に係ります特別会計についての補足説明をさせていただきます。

最初に、平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計でございます。こちらのブルーの表紙のものでございますが、こちらの方をごらんいただきたいと存じます。

議第十四号平成二十二年度垂井町国民健康保険特別会計予算でございます。

第一条、歳入歳出予算でございますが、第一条、歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ二十七億一千六百万円とするものでございます。

それでは、早速、予算の概要について御説明をさせていただきますが、第一表、二ページでございますが、おめぐりいただきますと歳入がございます。それとあわせまして、平成二十二年度垂井町予算資料、これは十五ページになるうかと思ひますが、こちらの方をごらんいただきたいと存じます。

それでは、まず最初でございますが、歳出、四ページから御説明をさせていただきます。

款一総務費、項一総務管理費でございます。こちらにつきましても、この国民健康保険特別会計を管理する諸経費でございます。人件費、それから事務電算処理の関係等々でございます。昨年度と比較いたしました二百二十九千円、五・三%の増額になっております。四十二万一千円ほどの増額となっております。国民健康保険団体連合会の方の電算システムの改変に係ります負担金でございます。これにつきましては、レセプトがデジタル化、電子

化されることに伴いますシステムの改変分でございます。

続きまして、項二の徴税費でございますが、こちらにつきましては、国税等の徴収に係ります経費でございますまして、二百三十九万三千円の予算を計上いたしましたところでございます。

続きまして、項三の運営協議会費でございます。こちらにつきましては、国民健康保険の運営につきまして、重要な事項を審議する協議会でございます。昨年と同額の五万三千円の予算を計上させていただきますところでございます。

続きまして、款二保険給付費、項一療養諸費でございます。こちらにつきましては、医療費等に要する経費でございます。昨年度と比較いたしましたして二千八百五十七万一千円、一・七%の増となっております。十六億八千七百五十八万五千円の予算を計上させていただいたところでございます。こちらにつきましての増額に係ります理由といたしましては、やはり医療費の増大といったものでございます。

続きまして、項二高額療養費でございます。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしましたして四千六十八万八千円の増額でございます。割合にいたしまして二七%でございます。一億九千百七十八千円の予算を計上させていただいたところでございますが、こちらにおけます増額につきましても、やはり先ほど項一で申し上げましたように、医療費の増加傾向にあるといったことから増額をさせていただいたところでございます。

続きまして、項三移送費でございますが、こちらにつきましては、昨年と同額の二千円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、項四出産育児諸費でございます。こちらにつきましては、昨年度比百八十一万円の増額ということで一・六%の増でございますが、こちらにつきましては、出産育児一時金の単価の引き上げを昨年度、三十五万円、三十八万円、それから四十二万円という段階で引き上げをさせていただきました。それに伴います増額になっておるところでございます。

続きまして、項五葬祭諸費でございます。こちらにつきましては百万円、二一・一%の前年度比減額になっておるところでございます。こちらにつきましては、高齢化といえますが、後期高齢者医療保険制度へ移行されておる部分というふうには私の方では分析しております。そういったことで、この三百七十五万円の予算を計上させていただいたところでございます。

続きまして、款三後期高齢者支援金等、項一後期高齢者支援金等でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険に係ります財政支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金の方に納付するものでございます。こちらにつきましては三億一千九百六十六万六千円の予算を計上いたしましたところでございます。

続きまして、款四前期高齢者納付金等、項一前期高齢者納付金等でございます。こちらにつきましても、前期高齢者に要します医療に係ります各保険者の財政支援金のために社会保険診療報酬支払基金の方に納付するものでございます。こちらにつきまして百二万三千円の予算計上となったところでございます。

続きまして、款五老人保健拠出金、項一老人保健拠出金でござ

います。こちらにつきましては、老人保健医療に係ります支払基金の拠出金でございますが、会計の廃止、こちら後ほど御説明いたしますけれども、老人保健医療特別会計の会計が平成二十二年でもって廃止されます。今回、予算計上いたしましたのは、平成二十二年度分に係る精算分、過誤調整分といったものでございまして、前年度比でございますが、三千百七十一万円、八九・二%の減でございます。三百八十四万四千円の予算を計上いたしましたところでございます。

続きまして、款六介護納付金、項一介護納付金でございます。こちらにつきましては、御存じのように介護保険制度に係ります第二号被保険者、今四十歳以上の方の保険料に相当するものでございまして、こちらでも社会保険診療報酬支払基金の方に納付するものでございます。こちらにつきましては前年度比二千三百八十四万五千円、二一・二%の増でございますが、一億三千六百六十六万五千円の予算計上をいたしたところでございます。増加の主な原因といたしましては、昨年度、介護報酬が引き上げられたといったことが原因となっておりますでございます。

続きまして、款七共同事業拠出金、項一共同事業拠出金でございます。こちらにつきましても前年度比でございますが、九百五十三万五千円、三・七%の増となっております。こちらにつきましては高額医療共同事業、それから保険財政共同安定化事業に係ります岐阜県国民健康保険団体連合会に係ります拠出金でございます。こちらの増額の要因につきましても、やはり医療費の増加というふうに分分析をしているところでございます。

続きまして、款八保健事業費、項一保健事業費でございます。

こちらにつきましては、医療費の通知等にかかります経費でございます。百九十万五千円の予算を計上させていただいたところでございます。

続きまして、項二特定健康診査等事業費でございます。昨年度と比較いたしましたして四百九十五万六千円、二三・八%の増となっております。こちらにつきましては、特定健康診査、あるいは特定保健指導に要する経費を見込んでおりまして、今後、受診率の増加を見込みまして、そういった増加にさせていただいたところでございます。

続きまして、款九基金積立金、項一基金積立金でございます。二十万二千円の予算計上でございますが、こちらにつきましては基金の利子を見込んでおるところでございます。

次に、款十公債費、項一公債費でございます。十二万八千円の予算計上でございますが、こちらにつきましては、後ほどまた一ページの方で御説明いたしますが、一時借入金に係ります利子分を予算計上いたしたところでございます。

続きまして、款十一諸支支出金、項一償還金及び還付加算金でございます。百七十万一千円の予算計上でございますが、こちらにつきましては保険税の還付金を予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、款十二予備費、項一予備費でございますが、こちらにつきましては、収支の均衡を図るという観点からでございますけれども、一千三百六十八千円の予算計上でございます。歳出合計二十七億一千六百万円、昨年度と比較いたしましたして六千六百万円の増で二・五%の増の割合となっております。

続きまして、ページを戻っていただきます。歳入の説明をさせていただきます。

二ページでございますが、款一国民健康保険税、項一国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしまして五千四百六十万円、七・四％の減額とさせていただきます。六億八千六百萬七十万円の予算、保険税を見込んだところでございます。この減額とさせていただきます理由といたしましては、所得の低下ですね。それと、後期高齢者医療への移行に伴います被保険者の減というふうに分析をしているところでございます。

続きまして、款二使用料及び手数料、項一手数料でございます。こちらにつきましては、保険税に係ります督促手数料でございます。二十二万円の予算計上をいたしましたところでございます。

続きまして、款三国庫支出金、項一国庫負担金でございます。こちらにつきましては、昨年度比較いたしました二千七百九十二万九千円、五・七％の増ということで、五億一千八百四十一万七千円の予算計上をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、先ほど歳出の方でも説明をいたしましたけれども、やはり医療費の増加分といったことが主な要因になっておるところでございます。

続きまして、項二国庫補助金でございます。こちらにつきましては、前年比較一千八十一万四千円、八・五％の増でございます。一億三千七百九十五万三千円の予算計上をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、やはり医療費の増加に伴います増ということでございます。

続きまして、款四療養給付費交付金、項一療養給付費交付金でございます。昨年度と比較いたしました三千八十七万一千円、一八％の減でございます。一億四千七十二万五千円の予算計上をいたしましたところでございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費に係る交付金でございます。こちらの減につきましては、医療制度改正に伴います退職被保険者の減というふうにとらえておるところでございます。

続きまして、款五前期高齢者交付金、項一前期高齢者交付金でございます。こちらにつきましては、前年度比較いたしました五千八百二十九万四千円、九・八％の増とさせていただきます。六億五千八百九十四万四千円の予算計上をさせていただいたところでございますが、こちらにつきましては、やはり前期高齢者医療に係ります、前期高齢者といえますのは六十五歳から七十四歳までの方の医療費でございますが、そちらの医療費の増加が主な原因となっております。

続きまして、款六県支出金、項一県補助金でございます。こちらにつきましては、前年度と比較いたしました六百三万六千円、五・八％の増となっております。一億九百九十八万八千円でございます。こちらにつきましては、医療費等に係ります被保険者の財政支援の調整のための県からの調整交付金でございます。

続きまして、項二県負担金でございます。前年度比較いたしまして三百六十三万七千円、二一・九％の減となっております。一千二百九十五万円の予算計上をいたしましたところでございます。こちらの事業の主な内容につきましては、高額医療費に係ります共同事業、それと特定健康診査に要します費用の県からの負担金

でございます。

続きまして、款七共同事業交付金、項一共同事業交付金でございます。こちらにつきましては、昨年度比較でございますが、一千七百七十七万円、七・六％の増でございます。二億五千二百四十六万八千円の予算を計上いたしたところでございます。こちらにつきましては、高額医療費共同事業、それから保険財政共同安定化事業、これはそれぞれ高額な医療費を要したときに要する費用のために岐阜県の国民健康保険団体連合会が実施してある事業でございますが、そちらの方からのその保険者への交付金でございます。こちらにつきましては、高額医療の増加ということで増額になったものでございます。

続きまして、款八財産収入、項一財産運用収入でございます。こちらにつきましては、昨年度比較いたしました十九万九千円、四九七五％の増でございますが、こちらにつきましては二十万三千円の予算計上ということでございます。国民健康保険基金の利子の分でございます。

続きまして、款九繰入金でございます。項一他会計繰入金でございます。昨年度と比較いたしました一千六百六十四万九千円、一四・五％の増でございます。一億三千七百七万六千円の予算計上とさせていただきます。こちら他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。四つの項目がございます。保険税の軽減分に係ります保険基盤安定のための繰入金、それから職員給与費等に係ります経費に係る繰入金、出産育児一時金に係ります経費に関する町費負担分の繰入金、それから財政安定化支援事業といたしまして、地方財政措置でございます。

ます。そちらの繰入金の四つの項目からなっておりますが、特に今回増額となりました要因につきましては、保険税軽減分、それと出産育児一時金の単価の改正によります増額でございます。

続きまして、款十繰越金、項一繰越金でございます。こちらにつきましては前年度繰越金でございますが、昨年度と比較いたしました一千七百十九万七千円、三一・四％の増でございます。七千八百八十九万六千円の予算を見込むものでございます。

続きまして、款十一諸収入、項一延滞金、加算金及び過料、項二町預金利子、項三雑入でございますが、こらんとおりでございます。歳入合計いたしました二十七億一千六百万円、歳出と同額でございます。

次に、一ページにお戻りいただきたいと存じますが、第二条でございますが、この垂井町国民健康保険特別会計予算に係ります一時借入金でございます。第二条において一億円と定めるものでございます。

六ページからでございますが、今回、予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細並びに二十三ページからは職員三人分の給与明細書が添付されております。お目通しをしていただきたいと存じます。

以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして議第十六号でございます。平成二十二年度垂井町老人保健医療特別会計予算でございます。

一ページでございます。こちらの黄色い予算資料でございますが、歳入歳出予算、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額

でございますが、それぞれ六十万円と定めるものでございます。こちらにつきましては、先ほども少し国民健康保険特別会計の中で御説明させていただきましたが、この会計につきましては、平成二十二年度をもって法的には廃止されるという方向性のものでございます。平成二十年度の老人保健医療の中でも特に月おくれ、過誤調整の経費分を予算化しておるものでございまして、小規模な予算となつたわけでございます。

それでは、早速、二ページの方の第一表 歳入歳出予算、予算資料につきましては十七ページをござらんいただきたいと存じます。まず、三ページの歳出でございます。

款一総務費、項一総務管理費でございますが、こちらにつきましては医療費の診査支払い事務に要します経費でございます。五千円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、款二医療諸費、項一医療諸費でございます。こちらにつきましては三十一万円の予算計上でございます。こちらが、先ほども申しましたように、月おくれとなります過誤調整分の医療費分でございます。

続きまして、款三諸支出金、項一償還金、項二繰出金につきましてはござらんのとおりでございます。

続きまして、款五予備費、項一予備費につきましては二十八万二千円の予算計上をさせていただいたところでございます。

歳出合計でございますが、六十万円でございます。前年度比較いたしました七百万円、九二・七%の減となつたところでございます。

続きまして、ページを戻っていただきまして歳入でございます

が、款一支払基金交付金、項一支払基金交付金で十六万二千円の予算計上でございます。こちらにつきましては、老人医療に係ります経費のうちの社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

続きまして、款二国庫支出金、項一国庫負担金でございます。こちらにつきましては五万一千円の予算計上でございます。こちらにつきましては、先ほどと同じように老人医療に係ります国庫負担金の分でございます。

続きまして、款三県支出金、項一県負担金でございます。こちらにつきましては二万六千円、こちらにつきましても過誤調整に係ります老人保健医療に係ります県負担金の分でございます。

続きまして、款四繰入金、項一他会計繰入金でございます。こちらにつきましては三十五万四千円の予算計上でございますが、こちらにつきましても老人保健医療町費負担分と事務費の分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、款五繰越金、項一繰越金でございます。前年度繰越金ということで、一千円の予算計上を見込んでおるところでございます。

続きまして、款六諸収入、項一延滞金及び加算金、項二町預金利子、項三雑入でございますが、それぞれ延滞金及び加算金につきましては二千円、町預金利子につきましては千円、雑入につきましては三千円の予算計上を見込ませていただきます。歳入の合計といたしまして、歳出と同じく六百万円の予算となつたところでございます。

以上、平成二十二年度垂井町老人保健医療特別会計予算につき

ましての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第二十二号平成二十二年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出の予算で第一条でございますが、それぞれ歳入歳出予算の総額を二億九千万円と定めるものでございます。

こちらにつきましても、二ページ、歳入歳出予算でございます。それと、予算資料につきましては二十ページになるうかと思いますが、そちらの方をござらんいたきたいと存じます。

では、最初に歳出、三ページの方から説明をさせていただきますと存じます。

款一総務費、項一総務管理費でございます。こちらにつきましては、昨年度予算と比較しまして四百四十五万六千円、三三・八%の減でございます。八百七十四万六千円の予算計上をさせていただきますました。こちらにつきましては人件費でございます、職員の異動によりますところの減でございます。

続きまして、項二徴収費でございます。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしまして五万一千円、六%の減で八十万円とさせていただきますところでございますが、経常経費の削減ということで削減をさせていただいたところでございます。

次に、款二後期高齢者医療広域連合納付金でございます。項一後期高齢者医療広域連合納付金でございます。昨年度と比較いたしまして二千三百九十六万円、九・七%の増でございます。二億七千七十二万七千円の予算計上をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費の負担金、それから健康診査

等に係ります保険事業の負担金でございます。今回増額の主な原因につきましては、後期高齢者医療への負担すべき保険料の増額となっております。ご了承ください。

続きまして、款三保健事業費、項一健康保持増進事業費でございます。こちらは昨年度と比較いたしまして百九十五万五千円、二九・七%の増額でございます。八百五十四万八千円の予算計上をさせていただいたところでございます。こちらにつきましては健康診査、いわゆる七十五歳以上のすこやか健診に係ります経費でございます。

次に、款四諸支出金、項一償還金及び還付加算金でございます。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしまして十万円、八三・三%の増額でございます。二十二万円の予算計上をさせていただきますました。こちらは保険料の償還に充てるものでございます。

次に、項二繰出金でございます。こちらにつきましては、予算の枠どりということで一千円の予算を計上させていただいたところでございます。

次に、款五予備費、項一予備費につきましては、昨年度と比較いたしまして五十万八千円の減でございます。三四・七%の減でございます。九十五万八千円の予算を計上させていただいたところでございます。

歳出合計でございますが、昨年度と比較いたしまして二千百万円、七・八%の増でございます。二億九千万円の予算計上とさせていただきます。ご了承ください。

次に、ページ戻りますが、二ページでございます。歳入でござ

います。

款一後期高齢者医療保険料、項一後期高齢者医療保険料でございます。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしましたして一千六百九十八万五千円、八・六%の増でございますが、二億一千四百二十二万九千円の予算計上をさせていただきましたが、こちらにつきましては、広域連合への負担すべき保険料をもとに、収納率約九六%というようなことで予算化をさせていただいたところでございます。

続きまして、款二使用料及び手数料、項一手数料でございます。五万一千円の予算計上でございますが、こちらにつきましては保険料の督促手数料について予算計上させていただいたところでございます。

次に、款三後期高齢者医療広域連合支出金、項一委託金でございます。昨年度と比較をいたしまして五十七万二千円、一三・七%の増でございます。四百七十三万四千円の予算計上を行ったところでございまして、こちらにつきましては、健康診査、すこやか健診に係ります岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

次に、款四繰入金、項一一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしましたして三百四十三万一千円、五・一%の増となりまして、七千八百二十万二千円の予算計上をさせていただいたところでございますが、こちらにつきましては、一般会計からの繰入金といたしまして、事務費の繰入金、保険基盤安定に係ります繰入金、それから保険事業に係ります繰入金の三つを合わせて繰り入れるものでございます。

次に、款五繰越金、項一繰越金につきましては、前年度繰越金でございますが、一千円の予算とさせていただいたところでございます。

次に、款六諸収入、項一延滞金、加算金及び過料で一千円、項二預金利子につきましては一千円、項三雑入につきまして一千円、それぞれ予算計上させていただきました。

歳入合計につきましても、歳出と同じように二億九千万円の予算計上とさせていただいたところでございます。

以上、住民課所管に係ります特別会計についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたしますと存じます。

議長（衣斐弘修君） 水道課長古山則雄君。

〔水道課長古山則雄君登壇〕

水道課長（古山則雄君） それでは、水道課が所管いたします特別会計について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第十五号平成二十二年度垂井町簡易水道特別会計について御説明をさせていただきます。ピンクの表紙でございます。まず最初に、三ページをお開き願います。

一款総務費、一項総務管理費一千二百三十四万四千円で、対前年比二百九十二万二千円の減となったところで、主なもので、人件費、そのほか電気設備、発電設備等、保安全管理業務委託料など、また簡易水道基金の利子の積立金を計上させていただいております。

続きまして、二款事業費、一項事業費七千三百三十二万二千円で、対前年比二千二百六万二千円の減となったところであります。

す。主なものとして、各簡易水道の電気料や既設配水管などの漏水修繕費、また検針業務並びに水質検査の委託料、そして配水管の布設がえ工事、それから太郎前橋橋梁添架工事、北部簡易水道取水場しゅんせつ工事など、各施設の維持管理に要する経費を計上するとともに、本予算で北部簡易水道において将来も安全で安定した水の供給を持続するために、二力年継続事業で二十一年度に引き続き前処理施設の増設工事を計上させていただいております。

次に、四款予備費、一項予備費、百四十三万三千円、対前年比二百八十一万六千円の減となりました。

五款災害復旧費、一項水道施設災害復旧費、昨年と同額の千円を計上させていただきました。

続きまして歳入であります、二ページをごらんいただきたいと思っております。

一款分担金及び負担金、一項負担金四百五十五万六千円、対前年比百五万円の減となったところで、新規の加入金や分水工事負担金などを見込み計上させていただきました。

続きまして、二款使用料及び手数料、一項使用料四千六百三十七万九千円で、対前年比四十万一千円の減となったところで、これは過去の実績をもとに積算計上し、滞納繰り越し分を昨年同額十万円を見込んだところであります。

二項手数料、督促手数料など一万七千円、昨年と同額を見込みました。

続きまして、三款財産収入、一項財産運用収入十四万六千円を見込み、これは基金の利子収入を計上いたしました。

四款繰入金、一項他会計繰入金一千四百万円を見込ませていただきました。これは若手谷地内の太郎前橋橋梁かけかえに伴い、水管渠移設添架工事分を計上させていただいております。

次に、二項基金繰入金一千八百万円を計上させていただいております。

次に、五款繰越金、一項繰越金四百万円、対前年比百五十五万一千円の増を見込んだところであります。

続きまして、六款諸収入、一項町預金利子、昨年と同額千円を計上させていただきました。

二項雑入、昨年と同額千円を計上させていただきました。

一ページを開きいただきまして、第一条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ八千七百万円と定めるものでございます。

以上、平成二十二年度垂井町簡易水道特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第二十三号平成二十二年度垂井町水道事業会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

一ページ、二ページをもつて説明させていただきます。

第二条で本年度の業務の予定量を明記しておりますが、給水戸数八千四百二十五戸ということで、対前年比三十四戸の増を見込みました。年間総配水量では三百七十万二千立方メートル、対前年比五万六千立方メートルの減となる予定で、一日平均配水量を一万立方メートルと見込みました。主な建設改良事業といたしまして、第六次変更事業に伴う府中増圧ポンプ場送配水管布設及び第二水源における相川右岸低区配水池築造工事、そして施設改

良として公共下水道事業に伴う配水管布設がえや第一水源五号取水井戸整備工事などであります。

第三条では収益的収入及び支出を表記しておりますが、そのうち収入予定額であります。下水道事業収益といたしましては三億一千八百五十九万三千円ということで、対前年比八百三十一万九千円の減であります。内訳といたしましては、主に水道料金などの営業収益で三億一千六百四十八千円、対前年比八百二十四万九千円の減、営業外収益で二百五十四万五千円、対前年比七万円の減を見込みました。

次に支出予定額であります。下水道事業費用といたしましては三億六千六百三十九万四千円、対前年比一千五百六十六万円の減であります。内訳といたしましては、人件費を含む施設の維持管理費の営業費用で三億二千五百九十三万七千円、対前年比一千一百一十七千円の減、企業債の償還利子など営業外費用で三千五百六十二万五千円、対前年比百五十二万二千円の減、予備費は四百八十三万二千円を計上いたしました。

続きまして、第四条の資本的収入及び支出のうち二ページの収入の予定額であります。資本的収入といたしましては二億八千五百二十二万二千円、対前年比六千二百二十五万二千円の減となりまして、内訳といたしまして、加入金では、新規分で五百八十九万円の工事負担金では公道分負担分で七百万円、他会計負担分では下水道事業に伴う布設がえ工事負担金などで四千七百三十三万円の企業債で二億二千五百万円を計上いたしました。

次に支出予定額であります。資本的支出といたしましては三億九千五百六十六万六千円、対前年比一億三千九百四十四万円の減で

あります。内訳といたしましては、建設改良費では第六次変更事業に伴う府中増圧ポンプ場送配水管施設及び第二水源の相川右岸低区配水池築造工事や下水道事業に伴う配水管布設がえ及び第一水源五号取水井戸整備工事などで三億四千三百三十二万五千円、企業債償還金で五千二百二十八万一千円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億一千三十八万六千円は、過年度分損益勘定留保資金一億一千三十八万六千円で補てんするものであります。

次に、第五条の企業債であります。起債の目的は第六次変更事業、限度額は二億二千五百万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率につきましては5%以内、以下、ただし書き、なお書きでそれぞれ明記しております。

次に、第六条の一時借入金の限度額一千万円と定めるものであります。

第七条では、職員給与費を四千五百五十六万九千円と定めまして。

第八条では、棚卸し資産の購入限度額を一千四十三万円と定めまして。

なお、十二ページ以降に資金計画、損益計算書、貸借対照表などを添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、平成二十二年度垂井町水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 下水道課に係ります二つの特別会計

の補足説明をさせていただきます。

第一点目でございます。平成二十二年度公共下水道事業特別会計の方を見ていただきたいと思います。

一ページでございます。

歳入歳出予算としまして、それぞれ八億六百万円と定める旨の規定でございます。

それでは、歳入歳出予算の歳出の方から御説明をさせていただきますと思います。

三ページを見ていただきたいと思います。

款一公共下水道費、項一公共下水道費四億四千六百七十九万六千円を計上させていただきました。前年度比になりますけれども、三・二％、一億九千三百五十二万九千円の減でございます。これにつきましましては、公共下水道整備、二十二年度につきましましては綾戸地区の十四ヘクタール、そして宮代地区の二ヘクタール、合わせて十六ヘクタールを整備する予算でございます。また、二十一年度の面整備等を行いました舗装復旧工事もこの中に入れさせていただきます。そして委託料としまして、環境整備に伴う積算委託及び国道二十一号線御所野交差点改良に係ります推進の設計及び地質調査の委託料を見込みました。また、浄化センターの維持管理に関する費用もこの中に見込んでおります。新たに上下水道料金検針システムを計上させていただきました。下水道料金につきましては、水道料の使用量に基づきまして算定をさせていただきます。水道料の使用量に、今現在、口座振替をなされてみえる下水道使用料につきましましての町民に対しての利便性を考えまして、水道料金の検針をされる場合、お知らせ表を配布させていただきます。

だいておりますけれども、これに下水道料金も明記させていただきます。そして、口座振替、そして下水道料予定の通知をさせていただきます。というように形で検針システムを改変させていただきます。という予算も計上させていただきました。経費的には郵送料及び印刷製本費等の削減を図る旨でございます。

続きまして、款三公債費、項一公債費でございます。二十年度までの下水道債発行が五十本でございます。借入額六十七億ほどでございます。これに伴いましての元利償還等を行わせていただくということでございます。また、二十一年度予定しております借入れの利息分もこの中に含ませていただいております。公債費三億五千八百八十二万八千円、前年度比三・八％、金額といたしまして千四百六万四千円の減でございます。

予備費につきましては、前年度比五二％、四十万七千円の減でございます。

歳出合計八億六百万円、前年度比二・五％、金額としまして二億八百万円の減でございます。

それでは、二ページの歳入の方に入らせていただきます。分担金及び負担金、項一負担金でございます。これにつきましては、前年度比一八・八％、金額といたしまして一千三百九万四千円の減でございます。これにつきましては、受益者負担の関係でございます。二十一年度面整備を行いました宮代、そして東地区の不破中前等につきましましての受益者負担が発生してきます。これに伴いましての負担金を見込ませていただいております。

款二使用料及び手数料、項一使用料でございます。下水道使用料の見込みをさせていただきます。全体の世帯数が二千七百八

十七世帯を見込ませていただいております。一億五千六百八十八万三千円の予算を計上させていただきました。

続きまして、項二手数料でございます。下水道手数料としまして、公認業者の手数料、公認業者登録手数料としまして、今現在、百二社の公認業者を登録させていただいておりますけれども、年に異動等がございますので、十件を見込ませていただいております。あと督促手数料も見込ませていただいております。

款三国庫支出金、項一国庫補助金でございます。二十二年度で行います公共下水道事業の国庫からの補助金を二分の一受けるということ、六千五百万円を見込ませていただいております。

続きまして、款四県支出金、項一県補助金でございます。前年度と同じ千円を見込ませていただいております。

繰入金でございます。款六繰入金、項一他会計繰入金でございます。後ほど議案等で御審議いただきますけれども、一般会計から三億三千五百二十一万四千円の繰り入れをお願いするもので計上させていただきます。

款七繰越金、項一繰越金でございます。五千万円を見込ませていただいております。

款八諸収入、項一預金利子、これは千円を見込ませていただきました。

項二雑入でございますけれども、五百一万八千円を見込ませていただいております。消費税還付、そして協会等の事務費等の負担金を見込ませていただいております。

町債でございます。款九町債、項一町債でございますけれども、公共下水道事業債で一億三千七百三十五万円を見込ませていた

だいております。これにつきましては、国庫補助等の対象事業につきまして九 %、そして町単独事業につきましては九五%の起債を受けるというような形になっておりますので、これにつきまして一億三千七百万円ほどの事業債を発行するというようなものでございます。

それでは、一ページにお戻りいただきたいと思っております。

地方債でございますけれども、四ページに第二表で地方債の発行につきまして掲げさせていただいております。起債の目的、公共下水道事業、限度額一億三千七百三十五万円、起債の方法等につきましては証書借入、利率五%以内、償還方法等につきましては、借入先の融資条件によるものとするのただし書きがございます。こういう旨で地方債発行というような計上をさせていただきますました。

また、一時借入金でございますけれども、第三条に基づきまして、地方自治法第二百三十五条の第三項によりまして、限度額を二億一千三百万円と定める旨を規定させていただいております。

また、十五ページでございますけれども、給与費明細書を添付させていただきますいております。お目通しをいただきたいと思っております。

十八ページにつきましては、地方債の現在高、前年度現在高等を明記させていただいております。またお目通しをいただきたいと思っております。

以上、議第十七号平成二十二年度垂井町公共下水道事業特別会計の予算の補足説明をさせていただきますました。

続きまして、農業集落配水事業特別会計について補足説明をさせていただきます。議第十八号で垂井町農業集落配水事業特別会

計の予算について上げさせていただいています。

歳入歳出予算、それぞれ三千二百五十万円と定めさせていただきたいと思えます。この農業集落排水事業につきましては、平成六年供用開始北部第一と平成十三年度供用開始の伊吹農業集落、二つの農業集落の施設がございまして、これにつきまして、地域の衛生的で快適な環境を保全するために、施設の維持管理、そして健全な運営に努めるべき予算措置をさせていただいております。

それでは、第一表の歳入歳出予算の三ページをお目通しいただきたいと思えます。

款一総務費、項一総務管理費でございまして。七百十二万二千元、前年度比・五%、三万三千円の減でございまして。これにつきましては、主なものは北部第一農業集落排水組合補助金、これにつきましては建設資金の地元負担分の借り入れの補助をさせていただいております。

款二管理費、項一維持管理費でございまして。両農業集落排水施設の維持管理等の業務を委託させていただいております。これにつきましての予算計上でございまして。前年度比・四%、六万三千円の増でございまして。

続きまして、款四公債費、項一公債費でございまして。八百二十一万六千円を計上させていただきまして、一三%の減、そして百二十二万三千円の減でございまして。平成九年から十二年に借り入れた今現在六本の起債がございまして。これが一億二千万円ほどの借入金額でございまして、伊吹農業集落排水事業の実施、施行に伴いまして、建設資金を借りさせていただいております。償還でございまして。

款五予備費、項一予備費でございまして。前年度比四・五%、七千円の減でございまして。

総体、歳出合計三千二百五十万円、前年度比三・六%、百二十万円の減でございまして。

それでは、二ページの方をお目通しいただきたいと思えます。

款一分担金及び負担金につきまして、項一負担金でございまして。前年度と同じ金額でございまして。

款二使用料及び手数料、項一使用料一千二百五十八万六千円を計上させていただいております。これにつきましては、二つの農業集落排水事業の処理世帯に対しまして使用料をいただく旨でございまして、それを計上させていただいております。

手数料につきましては、督促手数料等を計上させていただいております。

款三財産収入、項一財産運用収入でございまして。一万円計上させていただいております。前年度と同額でございまして。

款四繰入金、項一他会計繰入金一千九百六十七万八千円、前年度比三%、六十一万五千円の減でございまして。下水使用料をもつてなお不足する財源を一般会計から繰り入れさせていただきまして、計上させていただきました。

款五繰越金、項一繰越金でございまして。前年度比六六・七%、金額としまして四十万円の減でございまして。二十万円を計上させていただきまして。

諸収入でございまして。二万二千円計上させていただきまして、八一・五%、九万七千円の減でございまして。預金利子、雑入等を計上させていただきました。

合わせて三千二百五十万円でございます。

続きまして、十ページを見ていただきたいと思います。債務負担行為の調書を上げさせていただいております。またお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、十一ページでございます。地方債の現在高見込み調書を記載させていただきました。お目通しをいただきたいと思っております。

以上、農業集落排水事業特別会計に係ります補足説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午前十一時五十一分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十五分）

休憩前に引き続き補足説明を求めます。健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 健康福祉課所管の特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議第十九号平成二十二年不度不破郡介護認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。この緑色の表紙でございます。

お開きをいただきまして、一ページでございますけれども、第一条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ千百三十万円と定めるものとございます。

二ページ、三ページの第一表 歳入歳出予算の方をくらんくたさい。

歳出の方からでございますけれども、予算資料は十八ページからでございます。

款一認定審査費、項一認定審査費で千二百二十八万六千円でございます。前年度より十四万五千円の減額でありますけれども、これにつきましては、異動によります職員給与分などがございます。この項では主に委員報酬でありますとか人件費等を計上しております。

款二予備費でございますけれども、一万四千円を計上しております。

二ページ、歳入でございますが、款一分担金及び負担金、項一負担金で三百六十七万四千円、前年度より十七万八千円の減額でございますけれども、こちらでは、関ヶ原町と共同でこの審査会を設置しておりますので、その負担金でございます。六十五歳以上の方の人口割七 %と平等割三 %として計上しております。款三繰入金、項一他会計繰入金で七百十六万五千円、前年度より三十四万五千円の減額でございますけれども、これは関ヶ原町の負担割合に応じました垂井町負担分でございます。その分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、款四項一繰越金で四十六万円を計上いたしております。

款五諸収入、項一町預金利子で一千円を計上させていただきます。

この会計では千百三十万円ということで、前年度比二十万円、

一・七%の減額ということになっております。

また、八ページ以降に給与費明細書等をつけておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、議第二十号平成二十二年度垂井町介護保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。この赤っばい色の表紙でございます。

一ページをお開きいただきますと、第一条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ十六億円と定めるということでございます。

また、第二条で、一時借入金の額は五千万円と定めさせていただくものでございます。

お開きをいただきまして、第一表 歳入歳出予算の歳出の方から御説明させていただきます。四ページでございます。

款一総務費で三千七百九十九万七千円、前年度より六百八十八万一千円の増額でございますけれども、主に人件費でふえておるものでございます。

項一総務管理費で二千九百九十三万二千円で、七百九万六千円の増でございますけれども、こちらの方では、前年度当初予算で計上しておりませんでした介護保険係長分を二十二年度は当初から見えておりますので、その人件費を含む事務的経費で計上をいたしております。その分がふえておることでございます。

項二徴収費で八十六万円でございますけれども、こちらにつきましては、納付書の印刷でありますとか郵送料で予算計上をさせていただきますました。

項三認定審査費でございますけれども、七百二十万五千円、前

年度比で三十三万三千円の減額でございますけれども、こちらの科目では、主治医意見書作成料でありますとか、介護事業所への認定調査委託料を見込んでおります。

款二保険給付費でありますけれども、項の計で十三億六千三百五十万円、前年度比で六十万円の減であります。

この中では、項一介護サービス等諸費でございますけど、十二億四千七百七十万円という非常に金額が多うございますけれども、こちらの方では介護保険の居宅サービスを受けられるサービス給付費等が多くなっております。また、施設介護等もふえております関係上、額が多くなっておりますけど、こちらの項では前年度から見ますと五千五百万円ほどの減額となっております。

項二介護予防サービス等諸費で四千八百七十万円でございますけれども、こちらの方では、要支援の方に対する給付といたしまして予算計上をしております。

項三サービス給付費諸費でございます。百六十万円、前年度と同額でございますけれども、国保連への審査支払手数料を計上いたしております。

項四高額介護サービス等費千七百五十万円でございますけれども、こちらの方では高額の関係でございますが、同じ月に一割の自己負担をされるわけですけれども、限度額を超えた方に対して一定額の給付をするというものでございます。

項五特定入所者介護サービス等費で四千七百四十万円でございますけれども、こちらの方では前年度より百万円ふえております。施設サービス利用に關しまして、食費や居住費等が利用者負担になつておるわけでございますが、所得の低い方に対しまして、平

均的費用と所得段階ごとの負担限度額の差額を給付いたしております。

項六高額医療合算介護サービス等費でございますけれども、年間の健康保険と介護保険の自己負担額の世帯単位での合算額が高額になった場合に、限度額を超えた被保険者につきまして償還を行うものでございますが、前年度と同額でございます。

款三項一財政安定化基金拠出金で百三十七万五千円の予算を計上いたしております。

続きまして、款四地域支援事業費でございますが、二千五十七万七千円、前年度より一千七十八万四千円の減額でございます。

こちらの方では、項一介護予防事業費で一千八十四万七千円とありますけれども、要支援でありますとか要介護状態になる前の方、その方への予防事業の展開等の経費をこちらの方で計上しております。

項二包括的支援事業・任意事業費で九百七十三万円、こちらの方では前年度より七百五十万三千円の減額でございます。減額が大きいわけでございますけれども、こちらの科目の中では、包括的予防のケアマネ事業でありますとか相談事業等を行っております。前年度では地域包括支援センターの職員のうち社会福祉士につきましては社会福祉協議会から派遣で、この科目で人件費負担分を見ておりましたが、当職員が町職員となりましたので、減額となっております。

次に、款五基金積立金でございますが、三千五百一千円を見ております。

款六予備費では九千百三十四万九千円の予備費を見ております。

款七諸支出金では五千五百十五万一千円で、前年度同額を見ております。

続きまして、歳入でございます。戻っていたいて、二ページでございます。

款一保険料、項一介護保険料で二億八千二百二十万円でございます。前年度より五百九十万円の増額であります。

款三使用料及び手数料、項二手数料で三万六千円、前年度と同額でございます。

款四国庫支出金で三億七百九十五万三千円、前年度より百二十万円の減でございます。

項一国庫負担金で二億四千三百三十五万一千円でございますけれども、これにつきましては割合が決まっておりますので、居宅介護給付費の二％、施設給付費の一五％を国が負担する分ということで、その分を計上いたしております。

項二国庫補助金でございますが、六千四百六十万二千円、前年度より三百八十六万円の減でございますが、こちらの方では、調整交付金としまして介護給付費総額の四・二五％を見込ませてもらっております。

続きまして、款五支払基金交付金、項一支払基金交付金でございますが、四億一千二百三十万六千円で、前年度より百十六万四千円の減でございますが、これにつきましては、介護給付費交付金、この中には四億九百五万一千円入っておりますが、それは介護給付費総額の三％を見ております。また、地域支援事業交付金というものもございますので、そちらの方は地域支援事業の三％を見ております。

款六県支支出金で二億三百一十七万七千円でございますけれども、こちらでは前年度より四百七十四万二千円の減でございます。

項一県負担金で一億九千九百七十八万八千円でありますけど、こちら先ほどの国庫負担金と同じで負担割合が決まっております。居宅介護給付費の二・五％、施設給付費の一七・五％というところで算出をいたしております。

項二財政安定化基金支出金は一千円ということでございます。

項三県補助金三百三十二万七千円でございますけれども、こちらの方では地域支援事業交付金ということで、それぞれ介護予防では二・五％、包括的任意事業では二・二五％という決められた率を見込んでおります。

また、項四委託金では一千円ということで見込んでおります。款七財産収入でございますけれども、五万一千円、こちらにつきましても基金利子でございます。

款九繰入金でございます。二億五百七十九万九千円で、前年度より二百三十八万四千円の減でございます。

項一一般会計繰入金二億九十二万一千円でございますけれども、これにつきましても割合が決まっております。介護給付費繰入金で介護給付費の二・五％を町が負担するため、繰り入れるものでございます。また、そのほか事務費等繰入金で二千七百十五万六千円を、人件費等でございますけれども、繰り入れをしております。

また、基金繰入金では四百十五万八千円を計上いたしております。

次に繰越金でございますが、三ページでございます。一億八千

六百五十四万七千円を見込んでおります。

款十一諸収入では三百七十一万円を計上いたしております。

この中では項三雑入で三百七十七万七千円でございますけれども、介護予防サービス計画費の受託金を見ております。

款十二町債、項一財政安定化基金貸付金では一千円を見ております。

以上で歳入の説明をさせていただきます。

また、末尾二十二ページ以降には給与費明細書もついておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、議第二十一号平成二十二年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。肌色つばい表紙のものでございます。

一ページ目でございます。

歳入歳出予算、第一条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ百七十万円と定めるものでございます。

それでは、次のページをお開きいただきまして、第一表、三ページ、歳出の方からでございますけれども、款一項一認定審査費で百七十万円でございます。前年度比三万円の減額でございますけれども、こちらの方では、各委員の報酬等、事務的経費を計上させていただきます。

また歳入でありますけれども、二ページであります。

款一分担金及び負担金、項一負担金で三十三万二千円、前年度比二万七千円の増額であります。こちらの負担金は関ヶ原町からの負担金でございますけれども、この負担割合につきましては、

障害者関係の手帳所持者の方の割合による人口割で七 %、平等割で三 %としております分の受け入れでございます。

款三繰入金、項一他会計繰入金六十三万八千円でございますが、これは関ヶ原町の負担割合と同じ割合で算出しました垂井町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

款四繰越金、項一繰越金で十万円をしております。

以上、健康福祉課に係ります特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきますました。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第十三号平成二十二年度垂井町一般会計予算から議第二十三号平成二十二年度垂井町水道事業会計予算は、十一人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は、十一人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ

いては、委員会条例第六条第一項の規定により、藤壇理君、吉野誠君、木村千秋君、栗田利朗君、広瀬文典君、奥村耕作君、末政京子君、岩崎秋夫君、丹羽豊次君、小林敏美君、広瀬康君、以上の十一人を指名したいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました一人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午後一時三十五分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時三十六分）

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に広瀬文典君、副委員長に岩崎秋夫君が互選されましたので、報告いたしておきます。

日程第三 議第四号 垂井町まちづくり基本条例の制定について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

町における自治の基本理念と基本原則を定め、住民、議会、行政が、それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、自主自

律した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

細部につきましては企画調整課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） ただいま上程されました議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず目次でございますが、この条例は、前文及び十章二十八条で構成されており、第一章から第三章までは条例の目的、基本理念、基本原則を定めていますし、第四章から第六章第一節までは、住民、議会、行政の権利、役割と責務について定めています。第六章第二節から第十章までは、まちづくりにおける制度や仕組みについて定めています。

次に前文でございますが、ここでは垂井町の特性、条例の制定の背景や趣旨、これからのまちづくりに向けた決意について述べています。

次に、第一章総則の第一条では、この条例の目的を定めていますが、垂井町における自治の基本理念と基本原則を定め、住民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を明らかにすることにより、自主自律した協働のまちづくりを推進することを目的としています。

次に第二条、用語の定義では、住民、行政、まちづくり、協働

について、それぞれ定義をしているものであります。

次に、第二章、基本理念でございますが、第三条で、住民はまちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとしています。

次に、第三章では三つの基本原則を定めています。

第四条の情報共有につきましては、住民、議会、行政は、お互いに情報を伝え合い、情報の共有に努めることとしています。

第五条の住民参加につきましては、住民は、まちづくりに参加することを基本とし、議会と行政は、住民のまちづくりへの参加の推進に努めることとしています。

第六条の協働のまちづくりににつきましては、住民、議会、行政は、協働によるまちづくりに取り組むこととしています。

続いて、第四章、住民でございますが、ここでは住民の権利、住民の役割と責務について定めています。

まず、第七条、住民の権利ですが、住民は、議会や行政の保有する情報を知る権利や、みずから活動に取り組んだりまちづくりに参加する権利を有することを規定しています。

次に、第八条、住民の役割と責務ですが、まちづくりの主役として、お互いの発言や行動を認め、協力し合いながら、みずからまちづくりに参加することとしています。二項では、そうした場合においても、みずからの発言や行動に対して責任を持つよう努めることとし、三項では、町政について認識を深めるよう努めることとしています。

続いて、第五章、議会でございますが、議会の役割と責務につ

いて定めています。

第九条一項では、議会は、選挙で選ばれた住民の代表が構成する議事機関として、適切な判断のもと、町の意思決定を行うこととしています。二項では、住民の意思を町政に反映させるとともに、町政が適正に行われるよう監視することとしています。三項では、議会活動に関する情報を住民にわかりやすく提供するとともに、住民の個人情報の適正な取り扱いを行うよう定めています。四項では、議員について、この条例の基本理念を理解し、議会の役割と責務を認識の上、まちづくりに取り組むこととしています。続いて、第六章、行政、第一節、行政の基本事項でございすが、第十条、行政の役割と責務につきましては、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、町政に関する事務を、自主的で総合的な判断と責任において執行することとし、二項では、住民の信託に基づいて、町政を効果的で効率的に運営することとしています。三項では、行政は、この条例の基本理念に基づき、住民の意思を反映したまちづくりを進めることとしています。

第十一条の町長の責務につきましては、町長は、住民の代表者として、この条例の基本理念に基づいて、公正で誠実に町政の運営に当たることとしています。二項では、住民の意思に適切に対応するため、監督者として職員に適切な指導を行い、職員の能力の向上を図りながら、効率的な組織体制を整備することとしています。

次に、第十二条の職員の責務につきましては、職員は、法令を守り、法令に従い、公正で適正に職務に当たることとし、また、職務に必要な知識や技能などの向上に努めることとしています。

次に第二節、行政運営でございします。ここでは行政運営の制度について、九項目を規定しています。

第十三条の総合計画につきましては、この条例の基本理念に基づき、総合的で計画的なまちづくりを実現するための総合計画を策定することとしています。

第十四条の財政運営は、町の総合計画に基づき、計画的で健全な財政運営を行うとともに、予算など財政状況に関する事項について、住民にわかりやすく公表していくこととしています。

第十五条の説明責任につきましては、町の政策の立案、実施、評価、見直しについて、住民にわかりやすく説明するとともに、住民から説明を求められた場合には、住民の立場に立ち、誠実に対応することとしています。

第十六条の情報の公開と提供につきましては、垂井町情報公開条例により、行政が保有する文書を公開するとともに、住民にわかりやすく情報提供することとしています。

第十七条の個人情報の保護につきましては、垂井町個人情報保護条例により、住民の権利利益を保護するため、個人情報の収集、利用、提供や管理などを適切に行うこととしています。

第十八条の審議会などの運営につきましては、行政が設置する審議会などの委員を選任する場合は、公募による住民を含めるよう努めるとともに、その構成については、性別や年齢層などの均衡を図ることとします。二項では、審議会などの会議は公開することを原則としています。

第十九条の意見の聴取につきましては、住民の生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる計画や条例などの策定や改廃につ

いて、事前に住民に情報を提供し、広く意見を求めることとして
います。二項では、聴取した意見を考慮し、意思決定を行うこと
もに、その意見に対する行政の考え方を公表していくこととして
います。

第二十条の行政評価につきましては、町政運営を点検し、改善
を図るため、行政評価を行い、適正で効率的な行政運営を行いま
す。二項では、行政評価を行うに当たっては、住民参加の方法を
用いるとともに、その結果と見直しの内容についてわかりやすく
公表することとしています。

第二十一条の行政手続につきましては、垂井町行政手続条例に
より、住民の権利利益を保護するため、届け出などの行政手続を
定め、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることと
しています。

第七章、協働のまちづくりの推進につきましては、これからの
垂井町のまちづくりの核となるまちづくりセンター、協議会、審
議会について定めています。

第二十二条、コミュニティの形成は、住民は、自治会やボラン
ティア団体などへの参加を通じて、地域の課題解決や共通の目標
達成のため、良好なコミュニティを形成するよう努めることとし、
二項では、その形成には、住民相互の情報の提供と共有が必要で
あることを示しています。三項では、議会と行政は、協働のまち
づくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必
要に応じて支援することとしています。

第二十三条、まちづくりセンターにつきましては、協働のまち
づくりを推進する母体として町長が設置し、運営については議会

や行政と協働して住民主体で行います。三項では、センターは、
まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成
などを行うものとし、四項では、センターの組織と運営につ
いては、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

第二十四条のまちづくり協議会につきましては、住民が協働の
まちづくりを推進するため、まちづくり協議会を行政と協働して
設置することができることを定めています。二項では、この協
議会が地域や分野別の課題解決や町の特性を活かしたまちづくり
の推進に取り組みすることとしています。三項では、協議会の組織と
運営については、この条例の基本理念に基づき、町長が規則で定
めます。

第二十五条のまちづくり審議会につきましては、協働のまちづ
くりの取り組みの検証を行うための機関として町長が設置します。
この審議会では、町長の諮問に応じ、協働のまちづくりについて
審議し、町長に答申するほか、協働のまちづくりの取り組みにつ
いて審議や評価を行い、見直しが必要な場合は町長に提言するこ
ととしています。四項では、審議会の組織と運営については、こ
の条例の基本理念に基づき、町長が規則で定めます。

第八章の第二十六条、住民投票につきましては、町政に関する
重要な事項について、広く住民の意思を把握する必要があると認
められる場合、町長は、この条例の基本理念に基づき、住民投票
を行うことができるとしています。二項では、住民投票の実施に
当たっては、事案ごとに状況が異なることが予想されることから、
年齢や外国人などの参加資格など、実施に関し必要な事項は別
に条例で定めることとしています。三項では、住民投票は法的な拘

束力を持ちませんが、その目的が住民の意思を直接確認するもので、その結果の持つ意味は極めて大きいことから、住民、議会、行政は、住民投票の結果を尊重することとしています。

第九章の第二十七条、条例の位置づけにつきましては、この条例が町における自治の最高規範と位置づけ、住民、議会、行政は、この条例の規定を守り、従うよう努めることとしています。二項では、他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をしたりする場合は、この条例の趣旨を尊重して行うこととしています。

第十章の第二十八条、条例の見直しにつきましては、この条例の各条項が社会情勢と適合しているか、また、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを五年を超えない範囲において定期的に検証します。二項では、検証の結果を踏まえ、見直しなど必要な手続を行うこととしています。

附則といたしまして、この条例は、平成二十三年四月一日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第四号垂井町まちづくり基本条例の制定については、十一人の委員で構成するまちづくり基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと

したいが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は、十一人の委員で構成するまちづくり基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されましたまちづくり基本条例審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条第一項の規定により、藤壇理君、吉野誠君、木村千秋君、栗田利朗君、広瀬文典君、奥村耕作君、末政京子君、岩崎秋夫君、丹羽豊次君、小林敏美君、広瀬康君、以上の十一人を指名したいが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました十一人の諸君をまちづくり基本条例審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午後一時五十三分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時五十四分）

休憩中にまちづくり基本条例審査特別委員会が開かれ、委員長に広瀬康君、副委員長に末政京子君が互選されましたので、報告いたしておきます。

日程第四 議第五号

垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につい

て

議第六号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第七号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議第八号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第九号 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議第十号 垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について

議第十一号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議第十二号 町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収について

議第二十四号 大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第五号垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから議第十二号町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収についてまで及び議第二十四号大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第五号から議第十二号まで及び議第二十四号について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第五号垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、下水道事業と水道事業の連携を深め、事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、下水道課及び水道課を統合するものであります。

議第六号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成二十一年人事院勧告に伴う国の対応に準じ、月六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の創設を行うものであります。

議第七号垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金を、納期限から三カ月間、延滞金利率を軽減する措置を講ずるものであります。

議第八号垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、議第七号と同様に、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険料の延滞金を、納期限から三カ月間、延滞金利率を軽減する措置を講ずるものであります。

議第九号垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、平成二十一年人事院勧告に伴う国の対

応に準じ、企業職員における自宅に係る住居手当を廃止するものであります。

議第十号垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止につきましても、一般会計において住宅新築資金等貸付事業を行うのに伴い、条例を廃止するものであります。

議第十一号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきましては、平成二十二年度において公共下水道事業収入が見込めなため、一般会計から公共下水道事業特別会計へ繰り入れをしようとするものであります。

議第十二号町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収につきましても、浦谷地区かんがい排水事業の施行に伴い、受益地内の土地の所有者から分担金を賦課徴収するものであります。

議第二十四号大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議につきましても、総務省において広域行政圏施策が廃止されたのに伴い、構成市町で協議した結果、大垣地域広域市町村圏協議会を廃止するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をいただきますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま提案説明がございました私ども総務課に係ります議案、三本ございますけれども、順次補足説明をさせていただきます。

議第五号でございます。議案書をお開きいただきたいと思いま

す。

垂井町内部組織設置条例及び垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてということで、この条例の一部を次のとおり改正するものとするということで、次をおめぐりいただきますと、二つの条例を改正いたします。

まず一つは、垂井町内部組織設置条例の一部改正でございます。こちらの第一条にございますが、その垂井町内部組織条例の第二条でございます。こちらは分掌事務という条項でございますが、そのうちの第八号中にございます「下水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

次に、垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。こちら第二条ということで、垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するということで、水道事業の設置等に関する条例の第三条中とありますのは、これは組織を規定した条文でございますが、その中に「水道課」という文言がございます。その「水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

この条例は、平成二十二年四月一日から施行するということになっておりますけれども、申しおくれましたが、新旧対照表も事務局で準備されております。こちら新旧対照表を見ていただきますと、よく内容がおわかりになるのではないかなというふうに思いますけれども、よろしく御参照をいただきたいと思えます。

次に、めぐっていたきますと、議第六号でございます。こちら垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにも二つの条例を一括して改正するものがございます。こちらにもあわせて新旧対照表を参照いただきたいと思います。最初の垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の方は、新旧対照表の一ページにございます。また、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正の新旧にしましては三ページにお示しがなされております。よろしく御参照をいただきたいと思います。

次、おめくりいただきますと、この二つの条例の改正骨子でございますけれども、さきに時間外労働の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正がございまして、これを踏まえての条例改正でございます。基本的には、月六十時間を超える超過勤務時間、六十時間を超えた分の全時間を、百分の百二十五の率を百分の百五十とするものがございます。もう一つは、それにかえて、六十時間を超えた部分の時間について、割り増し百五十と百二十五の百分の二十五がプラスされているわけですけれども、六十時間を超えた時間にその百分の二十五を掛けた時間を時間代休、いわゆる代休時間という取り扱いで休むことができるという規定を今回改正するということでございます。

それでは、本文、条例の方に入ってまいりたいと思います。

まず一つ目の条例、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。これの第一条で垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正することと、この条例の中の第八条の三の次に次の一条を加えるということと、第八条の四、時間外勤務代休時間という条項でございます。こちら「任命権者は、垂井町職員の給与に関する条例第十四条第四項の規定により」という、これは非常にややこしいんですけれ

ども、十四条の四項というのは、こちらの議案のもう一ページめくっていただきますと、それを追加するという条項があるんですけれども、この規定により「時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、町の規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」、要するに、先ほど申しました六十時間を超えた時間の百分の二十五ですね。この計算で出てきた時間、これを「町の規則で定める期間内」、これは二カ月間を言っております。六十時間を超えた月の末の翌月から二カ月間ということ、二カ月以内にこれをとってくださいますよということでございます。「期間内にある第三条第二項」と申しますのは、週休日及び勤務時間の割り振りの条項でございます。月曜日から金曜日までの五日間で、一日につき時間が七時間四十五分ですね。この勤務時間を割り振るといふ条項です。それから第四条では、こちらは育児の短時間勤務職員とか、再任用短時間勤務職員を言っております。こういった方々も、それぞれのこういつたいいわゆる時間代休を指定することができるというような条項でございます。非常にあちらこちらの条文を参照いたしておりまして難解でございますけれども、基本骨子はそういう形でございます。

続きまして、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正ということ、次をおめくりいただきますと、こちらが二つ目の条例の改正でございます。

第二条で規定いたしておりますけれども、垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することと、この条例の中の第十三条中がございます。「ときは」の下に、「勤務時間

条例第八条の四第一項に規定する「時間外勤務代休時間」を加えるというような改正内容でございます。

それから、次に第十四条に次の三項を加える。四項、五項、六項と規定されておりますけれども、この四項では、前後いたしませんけれども、一月月について六十時間を超えた職員ですね。この六十時間を超えて勤務した全時間に対して、六十時間を超えた全時間です。それに対して百分の五十を乗じて得た時間外勤務手当として支給することができるというのが四項です。

それから五項では、この「時間外勤務代休時間を指定された場合において」だから、手当をもらうか、代休時間という形、どちらかですけれども、において、「当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったとき」、いわゆるとったときですね。とったときは、その分に係る手当は支給しませんよというくだりでございます。それが五項です。

六項では、再任用職員、あるいは任期つき短時間勤務職員に関する規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成二十二年四月一日から施行するというものでございます。

ちよつと飛びますけれども、議第九号をお開きいただきたいと思ひます。垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

こちら新旧対照表は七ページをお開きいただきたいと思ひます。本文にまいります。垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正すること、第五条の二を次のように改めるといふことで、これは第五条の二は住居手当

を規定いたしております。新旧対照表を見ていただきますと、第五条の二は、第一項で一号、二号とございます。一号では、いわゆる住宅を借りていらつしやる方に対して、その家賃を支払っている方に対して、この住居手当を支給するというものと、二号では、職員の所有に係る住宅、これは新築、あるいは購入された住宅でございますが、その住宅に居住されて、なおかつ世帯主の場合、五年を経過しないものに対して月額二千五百円を支給するという規定でございますが、これを削除いたしまして、第五条の二は、一項一号立てにするという改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するといふものでございます。

以上、条例改正等につきましての補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは、私の方からは、議第七号垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

あわせて、事務局の方から配付されております垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、資料につきましては五ページでございます。ごらんいただきたいと存じます。

先ほど町長の方から提案説明がございました。内容等につきましては、若干重複するところがあります。御容赦願いたいと存じます。

それでは、垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。第六条第一項中「一月」を「三月」に改めるものでございまして、こちら新旧対照表を見ていただきますと、ここには、この「一月」といいますのは、延滞金に係ります軽減割合を一月と定めているものを、今回の改正によりまして三月に改めるものでございます。これにつきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成二十二年一月一日より施行されたことによりまして、延滞金に係ります割合の軽減期間を延長する措置がなされたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、第一項におきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

また第二項につきましては、改正後の条例第六条第一項の規定につきましては、平成二十二年一月一日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用するものでございまして、同日前に納期限が到来する保険料に係る延滞金につきましては、従前の例により加算する旨の規定でございます。

よろしく御理解賜りまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いしたいと存じます。

以上で私の方からの補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

（健康福祉課長小川孝夫君登壇）

健康福祉課長（小川孝夫君） ただいま上程されておりまして健康福祉課所管に係ります議第八号垂井町介護保険条例の一部改正につきましてと議第十号垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条

例の廃止につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議第八号垂井町介護保険条例の一部改正についてであります。事務局作成の新旧対照表は六ページからでございますが、ごらんいただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、先ほど後期高齢者医療に関する条例の一部改正の補足説明にもありましたけど、昨年、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法の一部を改正する法律が公布されました。これにより本年一月一日から施行されたわけでございますが、この法律は、これまで国税等の延滞税率は一定期間軽減される一方、厚生年金保険料等につきましては、納期限の翌日から年一四・六％の割合で計算されました延滞金を支払う必要があったところ、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、厚生年金保険料の支払いに困窮している事業主等に配慮し、国税の例にならい、納期限から三月については、一四・六％ではなく、前年の十一月三十日において日本銀行が定める基準割引率プラス四％の割合、これは平成二十一年では四・五％でありましたけれども、この割合で計算することになったものであります。この法律の対象となりますのは、厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、公務員共済の保険料、労働保険料等であり、介護保険料につきましては、条例で延滞金の取り扱いを定めていることから対象となっておりませんが、社会保険料全般が同様の取り扱いとなることを踏まえ、介護保険料についても延滞金の軽減措置を設けていない保険料については同様の取り扱いを行うよう国より通知があったことを踏まえまして、今回、本条例の一部の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容でありますが、第九条第一項を次のように改める。ここは第九条第一項は延滞金の規定であります。介護保険法第三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が二千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とすることで、これは新旧対照表の方で「ごらんいただければあれなんですけれども、従前は、同条第二項で納付金額が二千円未満は切り捨てという規定になっておりましたのを、二千円以上が該当しますというふうに語句を改めたものでございます。」であるときは、当該金額につき年一四・六％（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三％又は前年の十一月三十日を経過するときにおける日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四％の割合を加算した割合（当該割合に・一％未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のいずれか低い率）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ」ということで、今ここで基準割引率という言葉が出てきましたけど、これは以前は基準金利として公定歩合と言われておりましたのから名称変更されたものでございます。ただし、延滞金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる」ということで、こちらの端数処理につきましては、後期高齢等の保険料と統一をしたものでございます。

第九条第二項を削り、これは端数切り捨ての規定でございます

けど、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とするということで、語句の整理をするものでございます。

附則といたしまして、第一項で、この条例は、公布の日から施行する旨の規定であります。

第二項は適用区分の規定でございますが、改正後の垂井町介護保険条例第九条第一項の規定は、平成二十二年一月一日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によるものです。

以上、議第八号に係ります補足説明とさせていただきます。

続きまして、二枚ばかりおめくりをいただきます。議第十号垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、昭和四十九年十二月に住宅新築資金等貸付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、特別会計が設置されたものでございます。しかし、貸付事業は平成九年三月三十一日、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に係る法律が失効したことに伴い、平成九年九月に貸付条例が廃止されました。以後、新規貸付はされておらず、既に貸し付けされたものの償還のみ本特別会計で行っております。既に繰り上げ償還された方もあり、現在償還中の方は一名であります。新年度からは一般会計で償還事務を行っていくものであります。

それでは、本文であります。

垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例。

垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成二十二年四月一日から施行するものでございます。

以上、議第八号、議第十号に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） ただいま提案されております議第十一号平成二十二年垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、補足説明を申し上げます。

地方財政法第六条によりまして、公営企業の経営は特別会計を設置し、経費は公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならぬとございます。ただし、建設途上とかにより財源が得られない場合につきましては、議会の議決を賜りまして、一般会計から繰り入れることができるに掲載されております。垂井町公共下水道特別会計の財源につきましては、国・県補助金、使用料及び手数料、受益者負担金、下水道債、繰越金などの財源をもって構成されておりますが、下水道事業の認可区域内の整備率は二十一年度末で四四％ほどにまだ低く、財源不足が生じてくる状態でございます。これらの財源不足につきましては一般会計から繰り入れをお願いさせていただき、財源の収支を図らせていただくものでございます。

それでは、本文の説明を申し上げます。

地方財政法第六条の規定によりまして、垂井町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成二十二年一般会計から繰り入れる

ものとする。

繰入額につきましては三億三千五百二十一万四千円、理由としては、公共下水道事業収入が見込めないためでございます。

よろしく御理解のほど、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） ただいま上程されております議第十二号町営土地改良事業の施行に係る分担金賦課徴収につきまして、補足説明をさせていただきます。

これは、垂井町大石地内の大石林道から分かれている浦谷林道沿いにあります用水路が老朽化し、著しく漏水をしているため改良を行うもので、垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例第二条の規定により、町営土地改良事業の施行に係る分担金を賦課徴収するものでございます。

事業名は浦谷地区かんがい排水事業、賦課の基準は、事業費総額から県補助金を差し引いた額の百分の六十に相当する額を受益地内の土地の所有者から徴収するもので、徴収の時期は平成二十三年三月末日、徴収の方法は、納入通知書により一括徴収するものでございます。

次に、事業の内容でございます。崩壊した用水路改良として、ベンチフリーム九〇〇、主に農業用水路に使用する鉄筋コンクリート製のU字溝のことでございますが、これを四十四メートル敷設するものでございます。事業費の負担区分は、県補助金が四

％、町費が二四％、残りの三六％が受益者負担でございます。なお、受益面積は十九・八ヘクタール、概算事業費は二百万円で

ございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 企画調整課の所管に係ります議第二十四号大垣地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

当協議会は、大垣市、海津市、養老郡、不破郡及び安八郡の区域の開発促進と住民福祉の増進を図るため広域市町村圏計画を策定し、その実施の連絡調整に関する事務を共同して処理することを目的に昭和四十六年に設立され、魅力ある圏域づくりに取り組んできました。こうした中、国におきまして、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと考え、当該施策を平成二十一年三月三十一日をもって廃止されました。これを踏まえ、本協議会においても今後のあり方を検討した結果、その目的を達成したとの認識から、平成二十二年三月三十一日をもって本協議会を廃止するため、地方自治法第二百五十二条の六の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を

延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第五号から議第十二号まで及び議第二十四号の各議案は、精読のため、審議を延期することと決定しました。

日程第五 議第二十五号 不破消防組合規約の変更に関する協議
について

議長（衣斐弘修君） 日程第五、議第二十五号不破消防組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十五号不破消防組合規約の変更に関する協議について提案理由を御説明申し上げます。

岐阜県から垂井・関ヶ原両町へ権限移譲されます火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を不破消防組合において共同処理するため、規約の変更をしております。

細部につきましては企画調整課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 議第二十五号不破消防組合規約の

変更に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。
今回、県からの権限移譲により、火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を垂井町と関ヶ原町で行うこととなり、その事務を不破消防組合に委託するのに伴い、組合で共同処理する事務に追加するため、規約を変更するものであります。

平成二十二年二月十六日付で不破消防組合管理者中川満也から地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき組合規約の変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、組合規約の改正内容でございます。

第三条を次のように改めるということで、第三条は組合の共同処理する事務について規定をしておりますが、第二号として、岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一に掲げる事務のうち、イからニに記載してあります火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を加えるものであります。

附則としまして、この規約は、平成二十二年四月一日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 事務を委託するに当たり、不破消防組合への予算的な措置というものはあるわけでしょうか。
議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 六番議員の御質問にお答えをいたします。

この事務を不破消防組合に委託することによる事務の経費でございますけれども、県からの移譲交付金というのがございます。それを一たん町は受け入れますが、その分については組合への分担金という形でお支払いをするという形になります。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） そうしますと、今回の一般会計の予算というのは提案されておりますが、新たに補正でもっていくわけが、それとも今回の入ってあるのか、その辺をお伺いします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 六番議員の再質問にお答えをいたします。

県からの移譲交付金、この事務につきましては、平成二十二年四月一日から事務移譲を受けるものでございます。それらの交付金についても二十二年予算に当然含めておりますし、それを踏まえ、組合への分担金についてもお支払いということ、当

初から二十二年度予算に含まれておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 県から新しく消防事務ということで作るわけなんです。不破消防組合の職員の中に、この火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務というふうに書いてありますが、消防組合の中に、消防主任さん、今、来てみえますのでお聞きしますけど、この事務に関する精通は現在はまだもうしてみえるのか。それとも、きょうから勉強して、四月一日までにはちゃんとやられるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 消防主任山田敏郎君。

〔消防主任山田敏郎君登壇〕

消防主任（山田敏郎君） 二番議員の御質問にお答えいたします。今度新しく委託を受ける事務、火薬類とか高圧ガス、その他あと二点ほどあるんですけれども、これらの事務については、今まで昨年から県の方で勉強会がありますので、そちらの方へ職員何名か派遣して、そちらの方で勉強いたしております。以上です。

議長（衣斐弘修君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十五号不破消防組合規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は午後二時五十分といたします。
（午後二時四十分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後二時五十六分）

日程第六 議第二十六号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

議長（衣斐弘修君） 日程第六、議第二十六号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十六号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更は、公共下水道の事業費の減額に伴い、平成二十一

年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計への繰り入れの額を変更するものであります。

細部につきましては下水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 今、上程されました議第二十六号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計の国庫補助対象事業費と起債対象事業費の額の確定によりまして、一般会計から繰入額の減によりまして調整をさせていただくものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成二十一年度垂井町一般会計から繰入額を次のとおり変更するものとする。繰入額の変更前といたしまして三億七千七百八十五万二千元、変更後としまして三億四千万円で、三千七百八十五万二千元の減額でございます。変更理由といたしまして、公共下水道事業費の減額による繰入額の減でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十六号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第七 議第二十七号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予

算（第九号）

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第二十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第九号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第九号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は三億三千三百八十九万二千元の追加で、予算総額は八十九億一千四百六十四万九千元となります。

補正いたします主なものは、総務費では、次年度以降における財政の健全な運営に資するため財政調整基金などに三億八千九百万円の積み立てをするほか、過年度分国・県返還金などの増額と、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の受け入れによる財源振りかえをいたしました。

民生費では、子ども手当システム整備業務委託料の追加、私立

保育所運営費負担金などの増額、子育て応援特別手当の減額をするほか、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額をいたしました。

衛生費では、合併処理浄化槽設置整備費補助金の減額などを、農林水産業費では、農地・水・環境保全国上対策支援金の増額を、土木費では、新垂井岩手線宮前踏切改良JR委託料と公共下水道事業特別会計繰出金の減額をいたしました。

消防費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の受け入れによる財源振りかえを、教育費では、同じく財源振りかえのほかに、垂井小学校南舎・北舎大規模改造工事費などの減額と文化財保存修理事業補助金などの増額をお願いするものであります。

公債費では、ふるさと融資貸付金の繰り上げ償還に伴い、償還元金の増額をいたしました。

以上の財源につきましては、地方交付税、国・県支出金などにより収支の均衡を図った次第であります。

繰越明許費につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業などに係ります経費を平成二十二年度へ繰り越し、実施していくことを願います。

地方債の補正では、臨時財政対策債などの限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第二十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第九号）の補足説明をさせていただきます。

まず表紙でございますが、第一条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ三億三千三百八十九万二千元を追加いたしました。総額をそれぞれ八十九億一千四百六十四万九千元といたすものでございまして、二項では、補正の款項の区分及び金額等でございますが、歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

おめくりをいただきますと、一ページには第一表の歳入が、三ページ、四ページにわたりまして歳出の予算補正をお示しさせていただきます。それでは、事項別明細の歳出の方から御説明を申し上げます。

十六ページをお開きいただきたいと思います。

款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。補正額はゼロでございますが、こちらは財源更正ということで、一般財源から国県支出金の方へ国庫支出金として三百四十八万一千円を財源更正するものでございます。こちらは、以下ずっと科目の中に多く出てきますけれども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございます。こちらの財源更正をいたすものでございます。

次に、目五財産管理費でございます。こちらにも財源更正ということがございます。こちらは総合窓口関係に伴う備品購入と地方道路整備臨時の国補助金が計上されております。この地方道路整備といえますのは、LED街灯の関係でこれを見込んだものでござ

ございます。

次に、目六企画費でございます。こちらも財源更正のみでございますが、これは国庫支出金の方から一般財源の方に持つてくるものでございますが、こちらは地域活性化の關係の都市計画基本図修正の分でございます。

次に、目七電算管理費でございます。こちらは財源更正の中で一般財源から国庫支出金の方へということ、こちらは総合窓口に伴うLANケーブル関係ですね。それとOA機器關係の移設工事に係りますものでございます。これも地域活性化・経済危機対策の分でございます。

次に、目十諸費でございます。補正額百五十四万円をお願いするものでございまして、節二十三償還金、利子及び割引料で過年度分の国・県返還金を見込んだものでございます。この内訳は、子育て応援特別手当交付金と、その事務費交付金、それから障害者自立支援給付等補助金、児童手当交付金、これらの二十年度分につきまして確定をいたしましたので、返還をさせていただくものでございます。

それから、目十一財政調整基金費でございます。補正額は三億八千九百万円ということで、補正後三億九千六百四十九万円というところでございます。これは節二十五積立金で、財政調整基金に二億円を積み立て、減債基金には一億円を、庁舎建設基金には八千九百万円をそれぞれ積み立てるものでございまして、こちらに關しましては、二十二年度一月末現在で財調に關しましては八億四千万円ほどございまして、これが十億四千万円余りになる。減債につきましては二億一千九百万円余り、これが一億円足

して三億一千九百万円、それから庁舎建設基金は二億九千万円ほどございませうけれども、こちらに積み上げまして二億八千九百万円ほどになるものでございます。

続きまして、目十二防災行政無線設置費でございます。こちら地域活性化・経済危機の關係でございます。戸別受信機設置に關しまして、国庫支出金から一般財源の方に振りかえるものでございます。

続きまして、款二総務費、項二徴稅費でございます。目一稅務總務費、こちらも財源更正でございます。これは県民稅徵收事務の委託金が百十万円参っております。それを一般財源から国庫支出金の方に振りかえるものでございます。

次に、ページは十七ページになりますけれども、目二賦課徵收費でございます。これも財源更正でございますが、こちらエルトックス共同利用型審査システム構築助成金ということで、これを受け入れまして、一般財源で見込んでおいたものをその他の区分のところへ持つてくると。後ほど歳入の方で御説明を追加させていただきます。

それから、款二總務費、項三戸籍住民基本台帳費でございます。目一戸籍住民基本台帳費、こちらも財源更正となっておりますが、こちらは地域活性化・経済危機關係のものでございます。総合窓口關係の諸費用を一般財源から国庫支出金の方に振りかえるものでございます。

次に、款二總務費、項五統計調查費でございます。目二十七基幹外統計調查費で補正額は二千万円でございますが、消耗品として統計調查の追加交付金が参っております。人口動態、あるいは県

輸出関係の統計関係でございます。県移讓事務交付金でございます。こちらを消耗品で二千円見込んだものでございます。

それから、款三民生費、項一社会福祉費でございます。目一社会福祉総務費一千五百三十三千円の補正で、補正後は二億二千九百三十九万七千円となるものでございまして、こちらは節二十八繰出金でございます。国民健康保険特別会計への繰出金ということで、こちらは保険基盤安定、あるいは財政安定化支援事業等のためにこちらから繰り出すものでございます。

それから目五老人福祉費でございます。こちらは財源更正で、地域活性化の経済危機関係でございます。高齢者生きがい対策拠点施設、これはシルバー人材の事務所の設計関係の費用を財源更正するものでございます。

次、ページをおめくりいただきますと十八ページでございます。目十一障害者福祉費でございます。補正額百万円でございます。内容は、扶助費で見込んでおりますが、補装具交付等の事業で、二月、三月分の見込み増ということでお願いをするものでございます。車いすだとか補聴器、あるいはストマーの関係の諸経費扶助でございます。

それから次、目十二後期高齢者医療費でございます。二十五万五千円の補正をお願いするもので、こちらは節二十八繰出金でございます。後期高齢者医療特別会計への繰出金ということで、これは保険基盤安定、広域連合の方へこの費用を繰り出すものでございます。

それから、款三民生費、項二児童福祉費でございます。目一児童福祉総務費でございます。四百八十二万一千円を補正させてい

ただきます。節十三委託料で、こちらは子ども手当の電算システム関係の整備業務委託料でございます。全額国費が歳入としてあるわけでございますけれども、この子ども手当につきましては、平成二十二年度の六月から支給しなければならぬということで、今回補正をお願いするものでございますけれども、後ほど説明させていただきますけれども、繰越明許にも上がっております。

続きまして、目二児童福祉施設費でございます。五百六十二万五千円の補正をお願いするもので、節十九負担金、補助及び交付金でございます。これは私立保育所運営費負担金で、はちす保育園の方に負担金として支払うものでございます。

続きまして、目八子育て応援特別手当費でございます。三十六万円の減額でございます。こちらは子育て応援特別手当交付金ということで受け入れをしておりますがこの金額につきまして、国事業の三歳から五歳までの三万六千円という手当のものでございますが、こちらが減になるということで、失効どめという形になりましたので、減という形になっております。

続きまして、次のページをおめくりいただきますと、十九ページでございます。

款四衛生費、項一保健衛生費、目四公害対策費でございます。補正額一千零八千円の減額です。こちらは節十九負担金、補助及び交付金でございます。合併処理浄化槽設置整備補助金でございます。二十一年度分が確定してまいりました。それに伴います減です。当初八十九基を見込んでおったのが、平成二十二年三月末完成見込みのもので六十八基という形でございまして、この一千零八千円を減額するものでございます。

続きまして、目五環境衛生費でございます。五十四万三千円の補正をお願いするものでございます。節十一需用費で光熱水費でございます。こちらは斎場の電気代、あるいは水道料の二月、三月分が不足を来しますので、増額を見込ませていただくものでございます。

次に、目六保健センター費でございます。財源更正であります。これも地域活性化・経済危機対策の関係で、児童相談体制整備対策事業ということで、こちらは軽自動車を購入していくものでございますが、精査をいたしまして、一般財源の方に財源振りかえをするというものでございます。

続きまして、款六農林水産業費、項一農業費、目七農地費でございます。二十六万九千円の補正をお願いするもので、節十九負担金、補助及び交付金でございます。こちらは農地・水・環境保全向上対策の支援金、営農活動支援金ということでございまして、水稲、あるいは大豆の取り組み面積の増に伴うものでございます。続きまして、款八土木費、項二道路橋りょう費、目三道路新設改良費でございます。二千百三十九万一千円の減額でございます。委託料で新垂井岩手線宮前踏切改良JR委託料ということで、さきに協議書の変更をお願いしたものでございまして、こちらは委託料の減額をしていくものでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきますと、二十ページでございます。

款八土木費、項四都市計画費、目四公共下水道費でございます。補正額は三千七百八十五万二千円の減額でございます。節二十八繰出金で公共下水道事業特別会計への繰出金、こちらは事業費確

定によるもので減額をさせていただきますのでございます。

次に、款九消防費、項一消防費でございます。目二消防施設費でございます。こちらは財源更正で三つございます。まず地方債の関係、これは別途、地方債のところでも説明いたしますが、地方債の事業費確定に伴います減、これに伴います財源の減、地方債の部分の減九十万円、それから国庫支出金の減の八十一万七千円、財源内訳のところなんですけれども、これは経済危機対策の関係でございます。高規格救急車の更新事業にも充てておりましたが、そちらの確定によります減でございます。それからもう一つは、県の振興補助金を二百二十万円いただいております、こちらは表佐公民館への貯水槽を建設いたしましたし、それから伊吹地区に軽自動車の消防車、こちらの車庫をつくっております。こちらにこの県振興補助金がついたものでございます。いずれも財源更正をさせていただくという形でございます。

次に、款十教育費、項一教育総務費でございます。目二事務局費で、これは財源更正で、スクールアドバイザー配置事業振興補助分ということで、七十万円を県支出金として一般財源から振りかえるものでございます。

次に、款十教育費、項二小学校費でございます。目一学校管理費四十八万七千円の減でございます。こちら節十三委託料でございますが、緊急雇用学校施設維持管理事業委託料ということで、側溝清掃だとかの各小学校の環境整備関係の作業ですね。こちらをお願いしたものでございますが、確定減によるものでございます。それから、財源内訳の中身を見てくださいと、国庫支出金で二百五十三万九千円というのがございます。こちらは地域活

性化・経済危機の関係の学校情報通信技術環境整備、HUBとかLAN修繕ですね。こちらとかOA機器関係、こういったものいわゆる財源更正の分も含んでおります。

次に、ページをめくっていただきまして、二十一ページでございます。

同じく小学校費で目三学校建設費でございます。補正額は二百八十八万七千五百円の減でございます。こちら第十五工事請負費でございます。垂井小学校南舎・北舎大規模改造関係、耐震補強と大規模改造関係でございますね。こちらの事業費確定によるものの減でございます。あわせて地方債、財源内訳のところを見ていただきますと、町債で一億一千八百三十万円を減いたしております。こちらでも地方債の中で御説明をさせていただきますので、よろしく願います。

次に、款十教育費、項三中学校費でございます。目一学校管理費六万一千円の減でございます。節十二役務費では七万三千元、通信運搬費ということで、電話料でございます。インフルエンザ関係のいわゆる連絡等の関係で通信費がかさんだということをお願いをするものがございます。次の節十三委託料では十三万四千円の減でございます。これは緊急雇用の学校施設維持管理事業委託料ということで、これも先ほど申しました緊急雇用関係の減でございますが、いわゆる側溝清掃などの中学校の環境整備関係ですね。こちらの確定をいたしてまいりましたので、その減をいたすものがございます。それと、財源内訳を見ていただきますと、国庫支出金でマイナスの百二十三万五千円というのがございます。こちらでもいわゆる学校情報通信技術環境整備関係で、経済危機関

係で見込んだもので、財源振りかえをさせていただくものがございます。

それから、目三学校建設費でございます。こちら補正額はゼロでございます。財源更正でございます。緊急経済関係の財源更正でございますが、不破中南舎等耐震補強計画策定事業で、これが財源の更正をお願いするものがございます。

次に、款十教育費、項四幼稚園費でございます。目一幼稚園費四万三千円の増額をお願いするものがございます。節十二の役務費で通信運搬費、これもインフルエンザ関係での連絡、こういったもので通信費がかさんでいるということで、不足を生じますので、こちらで見込ませていただくものがございます。あわせて国庫支出金の財源内訳を見ていただきますと、これは経済危機関係でございます。小・中と同じ関係でテレビ購入を導入したものでございますが、財源更正をお願いいたしております。

次に、二十二ページを見ていただきますと、款十教育費、項五社会教育費でございます。目四文化財保護費でございます。七十七万四千円をお願いするもので、節十九負担金、補助及び交付金でございます。これは町文化財保存修理事業補助金でございますが、こちらは県指定の伊吹神社の大杉がございます。こちらが降雪、大雪によりまして枝、幹もそうなんですけれども、折損といえますか、折れました。折れて落下したわけでございますけれども、そのまま放置いたしますと、そこから腐敗菌が入りまして、その杉が枯れるおそれがございます。樹医さんに診断をしていただいた結果、これらを至急に手当する必要があるということで、この七十七万四千円を見込ませていただくものがございます。

それから次、款十教育費、項六保健体育費でございます。目一保健体育総務費で四万九千円をお願いするもので、節十九負担金、補助及び交付金でございます。こちらは全国大会等出場補助ということで、バレーボール、あるいはバドミントンで全国大会に出場される分でございます。追加をお願いするものでございます。

次、目二体育施設費でございます。こちら財源更正で、北部グラウンドのトイレの使用木材を県産材を利用することによって補助金がつきました。その金額三百五十六万七千円を一般財源から県支出金の方に振りかえるものでございます。

続きまして、款十二公債費、項一公債費、目一元金四千四百三十一万二千円を見込むものでございます。節二十三償還金、利子及び割引料でございますが、償還元金、こちらはふるさと融資と申しまして地域総合整備財団融資分、これはゆのきがわの方へ、この資金を活用しながら町を経由して貸し付けをしたものでございますが、先方から一括償還の申し出がございました。したがいますして、こちらの直接融資元でございますJAにしみのと協議して、これを一括償還取り扱いにすること、今回、この四千四百三十一万二千円を節の方で見込みまして、にしみの方へいわゆる償還していくと。そのかわり、貸付先からは歳入で出てきますけれども、その分を受け入れるというものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。続きまして歳入でございます。九ページをお開きいただきたいと思えます。

款一町税、項一町民税でございます。目一個人の関係で一千九百万円の増額をお願いするものでございます。これは平成二十年

分所得による平成二十一年度課税という形になっておるわけでございますが、平成二十年十月ごろから景気が急激に悪化してきたにもかかわらず、やはり所得まではその分波及していなかったのかなあとこの部分もございしますが、一千九百万円の増額でございます。

次に、目二法人でございます。こちらは大きく補正額八千二百五十万円の減額でございます。現年課税分として均等割で四百二十万円の法人税割で七千八百三十万円を減額するものでございます。決算時期が法人の場合、それぞれ違うために、本年度景気の動向に直接的に影響が生じているものというふうに分析をいたしております。

次に、款一町税、項二固定資産税でございます。目一固定資産税で一千七百三十万円の増額でございます。土地、家屋、償却資産、それぞれに増額を見込んでおります。ちなみに、平成二十一年度は評価がえの年でございました。

次に、款一町税、項四町たばこ税、目一町たばこ税でございます。二百万円の増額を見込みました。

次、十ページをおめくりいただきたいと思えます。

款八地方特例交付金、項一地方特例交付金でございます。目一地方特例交付金四百八十六万三千円を見込むものでございます。これは国の制度による税等の減収分を補っていただけたるものでございます。

それから次に、款八地方特例交付金、項二特別交付金でございます。目一特別交付金として五十三万九千円を見込むものでございます。これは平成二十年度もございました。二十一年度もござ

いましたが、二十二年度はございません。

次に、款九地方交付税、項一地方交付税、目一地方交付税でございます。一億九千四百八十七千円の増額を見込みました。こちらは普通交付税の方でございます。測定単位と単位費用、これは調整率を掛け合わせて算定されてくるものでございますけれども、見込みとなっておりますけれども、ほぼ確定的な数字でございます。

次に、款十三国庫支出金、項一国庫負担金、目二民生費国庫負担金でございます。二百四十一万七千円を見込むものでございます。節一児童福祉費国庫負担金で二百二十五千円、こちらは保育所運営費負担金ということで、私立はちす保育園分でございます。支弁費から保育料徴収分を差し引いた分を二分の一を国からいただくものでございます。それから節四保険基盤安定国庫負担金、これは十万八千円の減額でございます。こちらも二分の一の負担率でございますが、こういった形になっております。次、十一ページをお開きいただきたいと思えます。続きまして節九障害者介護給付費等負担金でございます。五十万円を見込むものでございます。これは補装具費等でございます。こちらも二分の一の負担率となっております。

次に、款十三国庫支出金、項二国庫補助金でございます。目一総務費国庫補助金三十六万五千円の減額でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金、配分金の減ということで、三十六万五千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、目二民生費国庫補助金でございます。三千六十万

円の減額でございますが、こちらは子育て応援特別手当交付金、国事業の廃止、失効効めになった部分のいわゆる国庫補助金の減額分を見込むものでございます。

次に、目三衛生費国庫補助金でございます。三百三十七万三千円の減額です。こちらは汚水処理施設整備交付金、こちら合併浄化槽関係の補助金分、三分の一分の補助割合でございます。

次に、目九教育費国庫補助金でございます。七千八百八十二万三千円でございます。節一で教育費国庫補助金といたしまして六千八百七十五万四千円入ってまいります。こちらは、また新たな話では、もともとあったんですけれども、地域活性化・公共投資臨時交付金という、前政権の段階からあったわけでございますけれども、それがなかなか活用できなかったということで、現政権においてリニューアルといたしますが、一般的に薄まき事業ということで、広く活用していただけるようにということで、実は垂井小学校の起債分ですね。こちらに該当する分として、最終的に地方債の変更でもお願いするわけでございますけれども、当初、事業確定に伴いまして、起債額は七千七百万円を予定いたしておりました。ところが、この薄まき事業交付金が手当てしていただけることになりましたので、これを最終的には起債を起ささないというような形で取り扱っていきたいということで、後ほど地方債の中でも説明させていただきます。それから節三学校建築国庫補助金でございます。三百六十九千円、垂井小学校北舎大規模改造・南舎北舎耐震補強事業補助金でございます。こちらの関係で補助増となっております。これは安全・安心な学校づくり交付金というものがプラスされてきまして、この三百六十九千円を追加

で見込むものとございます。

次に、款十三国庫支出金、項三委託金でございます。目二民生費委託金四百八十二万一千円を見込むもので、こちらは子ども手当の事務費交付金ということで、システム構築費の 〇 % の費用の補助でございます。これも後ほど説明させていただきますけれども、明許をさせていただくものとございます。

次に、ページをめくっていただきますと、款十四県支出金、項一県負担金でございます。目二民生費県負担金、補正額は四百七十二万八千円をお願いするもので、節二児童福祉費県負担金といたしまして、保育所運営費負担金（私立分）の関係で、これは四分の一でございます。次に節六保険基金安定県負担金でございます。三百四十六万五千円を見込むもので、保険基金安定負担金として、国民健康保険基金安定負担金と後期高齢者医療保険基金安定負担金でございます。次に節十三障害者自立支援給付費負担金二十五万円を見込むもので、補装具等の費用の四分の一の負担を見込むものとございます。

次に、目十一県移譲事務交付金でございます。二千円の増額でございます。こちらは県の人口動態と県輸出関係調査交付金、おのの千円ずつの増額となっておりますので、確定的にこれを計上いたしましたものとございます。

次に、款十四県支出金、項二県補助金でございます。目三衛生費県補助金三百三十七万三千円の減でございます。こちらはいわゆる合併浄化槽の関係の補助金の財源でございますが、汚水処理施設整備交付金、県の補助率三分の一のものを減額するものとございます。

次の十三ページを見ていただきますと、目八消防費県補助金でございます。補正額二百二十万円を見込んだもので、節三で防災設備県補助金、消防施設整備事業振興補助金として、表佐公民館駐車場の貯水槽、あるいは伊吹地区の自動車車庫、こちらについてもでございます。

目九教育費県補助金三百六十四万五千円でございます。こちらは緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金ということで、小・中学校分の確定分でございます。それと、二番目のスクールアドバイザー配置事業振興補助金、これは幼・小・中を対象いたしますが、七十万円を見込むものとございます。三番目に森林・林業対策事業費補助金ということで、こちらが北部グラウンドのトイレの関係の木材、県産材を使用することによって、これを受け入れるものとございます。

次に、款十四県支出金、項三委託金、目一総務費委託金でございます。百十万円を増額いたすもので、県民税の徴収委託金の分でございます。

続きまして、款十七繰入金項一特別会計繰入金ということで、目三住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金二十七万二千円を特別会計から受け入れるものとございます。

次に、款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金で一億九千七百七十九万六千円を見込んで、平成二十年度決算の実質収支額としたものとございます。

次に、十四ページをおめくりいただきますと、款十九諸収入、項三貸付金元利収入、目一貸付金元利収入で四千四百三十一万二千円、こちらはふるさと融資の貸付金元利収入でございます。一

括償還の申し出がございましたので、ゆのきがわの方からこれを受け入れるものとございます。

次に、款十九諸収入、項五雑入、目六雑入でございます。二百六十九万八千円を見込みました。こちらは県市町村振興協会助成金ということで、エルタックスの税情報の関係ですけれども、共同利型審査システム構築助成金ということでございます。

続きまして、款二十町債、項一町債でございます。目一総務債三十万円の減額でございます。臨時財政対策債、地方交付税計算の折にこれが確定してまいります。その結果の減でございます。

次に、目八消防債でございます。九十万円の減額をお願いするもので、防災対策事業債ということで、表佐公民館貯水槽の分で事業費が確定いたしましたので、減額をさせていただくものでございます。

次に、目九教育債でございます。一億一千八百三十万円の減額でございます。薄まき事業に新たに六千八百七十五万四千円を受け入れるというようなこともございます。それによりまして、小学校債全額の減額をいたすものでございます。

以上が歳入の御説明でございましたが、戻っていただきまして表紙でございます。第二条、繰越明許費、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」によるということで、五ページをおめくりいただきますと、第二表ということで繰越明許費を載せております。それぞれ款項別にございますが、総額は一億三千八百七十四万三千円という形になっております。

款二総務費、項一総務管理費でございます。事業名は二つござ

います。地域活性化・きめ細かな臨時交付金活用事業で地上デジタル放送受信設備の整備関係で二百二十万、それからJアラート一斉整備ですね。これは全国瞬時警報システムのことです。これが四百六十七万六千円でございます。こちらは全額国の方から費用が出ます。

それから、款三民生費、項一社会福祉費でございます。これも地域活性化・きめ細かな臨時交付金で、老人福祉センター冷温水配管更新の二百四十四万七千円分でございます。

項二児童福祉費でございます。二つございます。地域活性化の保育園設備改修分六百九十四万七千円と、本日御提案をさせていただいております補正でお願いしております子ども手当システム整備委託事業、これも一〇%国費でございますが、四百八十二万千円をお願いするものでございます。

款六農林水産業費、項一農業費でございます。地域活性化・きめ細かな分で農村婦人の家空調設備改修で五十万円。

次に、項二林業費でございます。地域活性化の林業センター改修分でございます。四百七十八万四千円でございます。もう一つは森林居住環境整備事業、これは林道明神線の開設事業でございます。四千九百六十万円をお願いするものでございます。

次に、款八土木費、項二道路橋りょう費で地域活性化の分で、道路及び路側改良工事の二千五百五十万円。

次に、項三河川費でございます。地域活性化・きめ細かな分で河川整備費で千二百五十万円、もう一つは、宮代四辻地内の排水路整備事業でございます。当初予算で見込んでおりましたが、百四十万円、国道事務所の方の工事がおくれておりまして、それと

歩調を合わせなければならぬということになっております。そういう理由で繰越明許をさせていただくというものでございます。続きまして、項四都市計画費でございます。きめ細かな臨時交付金関係で、垂井駅南口駐輪場設置関係で一千八十万円をお願いするものでございます。

次に、款九消防費、項一消防費でございます。これもきめ細かな関係で、防災設備の整備関係でございます。九百三十万円をお願いするものでございます。

それから、款十教育費で項五社会教育費、こちらもきめ細かな関係で、合原公民館空調設備改修の分で六百二十六万八千円をお願いするもので、締めて合計一億三千八百七十四万三千円、財源内訳につきましては、国県支出金が九千八百四十三万五千円、その他、これは地元負担金の関係でございますが、百五十九万四千円、それから一般財源が三千八百七十一万四千円という財源内訳でございます。

もう一つ、この関係できめ細かな臨時交付金活用事業分に関しましては、この内訳でございます。七千八百二十四万六千円をお願いするものでございますが、この財源は、国が五千五百八十六万三千円、地元負担金百五十九万四千円、一般財源が二千七十八万九千円という形になっております。

以上が繰越明許費の説明でございました。また、申しわけございませんけれども、一ページ目といたしますが、表紙にお戻りをいただきたいと思っております。

地方債の補正でございます。第三条、地方債の補正は、「第三表 地方債補正」によるということで、六ページをおめぐりいた

だきたいと思っております。こちらに第三表 地方債補正ということで載せてございます。変更分のみ挙げております。

起債の目的で、一つ目は臨時財政対策債、補正前は三億九千四百九十万円を限度額として見込んでおりましたが、先ほども申しましたが、地方交付税計算の中で確定してまいりました。補正後は三億九千四百六十万円の三十万円減で限度額を設定するものでございます。

続きまして、二番目の学校教育施設等整備事業でございます。当初限度額は一億一千八百三十万円を見込んでおりました。これが地域活性化・公共投資臨時交付金、いわゆる薄まき事業の関係で六千八百七十五万四千円を新たに受け入れるという形になりました。したがって、事業費確定に伴います起債予定額、七五%充当ですけれども、こちら七千七百九十万円を予定いたしておりましたが、この薄まき事業交付金が入ってくるということで、この地方債はゼロ円ということで、全額減額させていただくものでございます。

次に、三番目の消防防災施設整備事業で、当初五百二十万円を見込んでおりましたが、事業費確定でこちらが九十万円の減ということで四百三十万円をお願いするものでございます。

したがって、変更後は、当初は五億五千八十万円をお願いしておりましたけれども、これの三つのほかに朝倉公園関係の三千二百四十万円を含めての話です。これが五億一千八百四十万円になりました。補正後は変わらない朝倉公園整備事業も含めまして四億三千三十万円、一億一千九百五十万円の減と最終的になるものでございます。

なお、こちらの地方債の詳細につきましては、二十三ページに地方債の前々年度、前年度末、当該年度末の見込みについての調書を調製させていただいておりますので、お目通しをいただきますと思います。

以上、長くかかりましたけれども、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第九号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第八 議第二十八号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第四号）

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第二十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

す。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 議第二十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は一千五百三万三千円の追加で、予算総額は二十六億九千三十八万円となります。

補正いたしますものは、高額療養費負担金、過年度分国・県返還金及び予備費の増額をするものであります。

財源につきましては、繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては住民課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

「住民課長永澤幸男君登壇」

住民課長（永澤幸男君） それでは、ただいま上程されました議第二十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）につきまして補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算書の一ページでございますが、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千五百三万三千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十六億九千三十八万円とするものでございます。

それでは、詳細について説明をさせていただきますが、こちら歳入の方から説明をさせていただきます。

款九繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金でございます。節一保険基盤安定繰入金でございます。先ほど一般会計の中でも御説明がございました保険基盤安定繰入金につきまして、四百二十二万一千円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらの制度につきましては、保険料軽減分につきます保険基盤の安定化のための制度といたしまして、保険者支援分として国及び県からの負担金でございますが、先ほど一般会計の中でも御説明がございました国の負担金につきましては十万八千円の減額、それから県からの負担金につきましては三百二十七万四千円の増額の歳入の補正の説明があつたかと思えます。そちらの方に垂井町分の負担分でございますが、百五万五千円を合わせまして、一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。四百二十二万一千円の補正でございます。続きまして、節四財政安定化支援事業繰入金でございます。こちらにつきましては、国民健康保険制度の運営上におきまして、財政安定化のための地方財政措置といたしまして、交付税を主な財源として、この年度末に県の方から提示のあつた額でございます。今年度につきましては一千八十一万三千円でございますが、千円の既決額に対しまして一千八十一万二千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、六ページ、歳出でございます。

款二保険給付費、項二高額療養費、目一一般被保険者高額療養費でございます。こちらにつきまして、補正額につきまして八百万円をお願いいたしまして、総額一億五千四百万円とするものでございますが、こちらにつきましては十二月にも補正をお願いいたしました高額療養費に係ります負担分でございます。今年一月

分までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を一億五千四百万円としたものでございまして、既決額一億四千六百万円に対しまして八百万円の増額の補正をお願いするものでございます。

款十一諸支出金、項一償還金及び還付加算金、目一償還金及び還付加算金でございます。こちらにつきましても、補正額百六十七万三千円でございます。総額を三百三十七万四千円にするものでございます。こちらにつきましては、節二十三償還金、利子及び割引料でございますが、これにつきましては、過年度国県支出金の返還金でございます。主な理由につきましては、平成二十年度の特定健康診査及び特定保健指導に要しました経費の精算に伴います国庫負担金並びに県負担金の返還金について補正をお願いするものでございまして、既決額一千円に対しまして見込み額百六十七万四千円でございます。百六十七万三千円の増額補正を行うものでございます。

款十二予備費、項一予備費、目一予備費、節二十九予備費でございますが、こちらにつきましては、これは歳入歳出等の均衡を図るために、予備費といたしまして五百三十六万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきますよう、お願いをいたします。
議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決定しました。

日程第九 議第二十九号 平成二十一年度垂井町簡易水道特別会

計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第九、議第二十九号平成二十一年度垂

井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十九号平成二十一年度垂井町簡易水

道特別会計補正予算（第一号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は八百二十六千円の追加で、予算総額は一億二千三百二十六千円となります。

補正いたしますものは、県振興補助金の受け入れによる財源振りかえと、簡易水道基金への積立金及び予備費の増額をするものであります。

財源につきましては、繰入金、繰越金及び県支出金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 水道課長古山則雄君。

〔水道課長古山則雄君登壇〕

水道課長（古山則雄君） ただいま上程されました議第二十九号平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）について補足説明をさせていただきます。

まず、歳出の六ページから御説明をさせていただきます。

一款総務費、一項総務管理費、二目財産管理費でございますが、既決額十四万六千円に三百万円の増額をいたしまして、簡易水道設備基金積立金を三百四十六万六千円とするものでございます。

次に、二款事業費、一項事業費、一目事業管理費でございますが、既決額九千五百二十八万四千円において、北部簡易水道の前処理施設増設工事における活性炭る過機設置に県より振興補助金がつくことになりましたので、基金繰入金から県支出金へ財源振りかえを行うものでございます。

次に、四款予備費、一項予備費、一目予備費でございますが、収支の均衡を図るために、既決額四百二十四万九千円に五百二万六千円の増額をいたしまして、予備費九百二十七万五千円に願いますのでございます。

次に、五ページの歳入につきまして、四款繰入金、二項基金繰入金、一目簡易水道設備基金繰入金、既決額六千万円において、県補助金五百万円が見込まれるので、簡易水道設備基金繰入金五百万円を減額し、五千五百万円に願いますのでございます。

次に、五款繰越金、一項繰越金、一目繰越金でございますが、既決額二百四十四万九千円に八百二万六千円の増額をいたしまして一千四十七万五千円に願いますのでございます。これは前年度繰越金が決算額になりましたものでございます。

八款県支出金、一項県補助金、一目水道施設県補助金は、現在進めております北部簡易水道の前処理施設増設工事において、水道水安全・安心改良事業振興補助金として五百万円を受け入れるものでございます。

表紙に戻っていただきまして、一ページ、二ページの第一表にありますように、第一条で、歳入歳出それぞれ八百二万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億二千三百二万六千円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十九号平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十 議第三十号 平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第十、議第三十号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第三十号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は四十八万六千円の追加で、予算総額は三百八十八万六千円となります。

補正いたしますものは、特別会計廃止に向けた精算をするものであります。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） ただいま上程されました議第三十号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回補正いたしますものは、今議会上程しております垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止につきまして関係するものでございますけれども、この特別会計を廃止するに当たり、年度末におきまして整理をさせていただくものでございます。

表紙、第一条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十八万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三百十八万六千円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。最終六ページでございます。

款一項一事業費、目一住宅新築資金等貸付事業費、節三職員手当等で五万円、節十一需用費で三万円、節十二役務費で三万円、いずれも今年度支出見込みがございませんので、減額をお願いするものでございます。

続きまして、款二公債費、項一公債費、目一元金、節二十三償還金、利子及び割引料で三十二万四千円の増額であります。

年十二月に一名の方が繰り上げ償還をされましたので、当時の資金借入先の郵政省簡易保険局、現在の株式会社かんぼ生命でございますけれども、そちらへの三月末の定期償還に合わせ、繰り上げ分も償還するため、補正をお願いするものでございます。

次に、款三諸支出金、項一繰出金、目一一般会計繰出金、節二十八繰出金で二十七万二千元であります。本会計を廃止するに当たり収支を整理しました分につきまして、一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、歳入でございます。五ページでございます。

款四諸収入、項二目一の節一貸付金元利収入で四十万二千元の増額をお願いするものでございますけれども、昨年の繰り上げ償還されました方でございますけれども、その償還分でございます。節二滞納繰越分で八万四千円の増額でありますけれども、償還中の方から納付がありますので、その増額補正をお願いするものであります。

本特別会計での償還中の方は一名で、最終償還につきましては平成二十五年三月でありますけれども、二十二年度からは一般会計の歳入、貸付金元利収入で償還金を受け入れ、歳出の公債費で借入金を支払っていくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第二号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十一 議第三十一号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)

議長(衣斐弘修君) 日程第十一、議第三十一号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第三十一号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は四千四百四十万円の減額で、予算総額は九億七千二百五十九万九千円となります。

補正いたしますものは、下水道建設費の確定に伴い所要額の減

額と、公債費の財源振りかえをするものであります。

財源につきましては、分担金及び負担金、繰入金、繰越金並びに町債により収支の均衡を図った次第であります。

地方債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては下水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(衣斐弘修君) 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長(小林徹雄君) 議第三十一号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、今、町長の方から提案説明もありましたように、二十一年度公共下水道事業の事業費の確定によりまして減額措置を行い、また、財源につきましては、二十一年度の受益者負担金の増、そして事業費確定によりまして一般会計からの繰入金及び地方債の減額措置を行わせていただきました。

それでは、補正予算の歳出の方から御説明をさせていただきます。七ページをごらんいただきたいと思っております。

款一公共下水道費、項一公共下水道費、目一の下水道建設費でございます。委託料一千万円の減額補正をお願いいたします。これにつきましては、設計等の委託料につきましては事業費が確定しましたので、減額措置を行わせていただきます。続きまして、節十五の工事請負費三千三百四十万円の減額でございます。これ

につきましては、面整備、そして舗装復旧工事等の金額が確定しておりますので、三千三百四十万円の減額をさせていただくというところでございます。目総体で四千四百四十万円の減額でございます。

続きまして、款三公債費でございます。項一公債費の利子分でございますけれども、財源更正をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、歳入の方でまたお願いさせていただきましても、分担金及び負担金につきまして増額補正をお願いいたしますので、財源更正をその他の財源として上げさせていただきます。

続きまして、六ページで歳入の方でございます。

款一分担金及び負担金、項一負担金、目一下水道事業負担金でございます。現年度分で二千二百七十九万五千円の増でございます。これにつきましては、二十年度、面整備等を行いました区域におきまして、今年度、受益者負担が発生します。去年の九月補正で一括納付されました報奨金で補正予算をお願いさせていただきまして、その分で下水道受益者負担金の増が見込まれるということ、二千二百七十九万五千円を補正させていただきたいと思っております。

続きまして、款六繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金でございます。先ほど議案の中で御承認いただきました一般会計の繰入金三千七百八十五万二千円の減額でございます。

続きまして、繰越金、項一繰越金でございますけれども、収支を図らせていただきまして、七百八十七万七千円の増額でございます。

続きまして、町債でございます。項一町債、目一下水道債でございます。これにつきましては、事業費確定によりまして、公共下水道事業債の減額措置を行わせていただきまして、三千七百五十万円の減額でございます。

続きまして地方債の補正でございます。第二条で、第二表地方債補正でございますけれども、三ページをおめくりいただきだと思います。

地方債の変更として、限度額二億二千七百六十五万円を当初計画させていただきましたけれども、事業費等の確定によりまして一億九千五十万円の限度額を設定させていただきたいと思っております。三千七百五十万円の減額をお願いさせていただきます、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十一号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十二 議第三十二号 平成二十一年度垂井町介護保険特別

会計補正予算(第三号)

議長(衣斐弘修君) 日程第十二、議第三十二号平成二十一年度

垂井町介護保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第三十二号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第三号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の科目組み替えをお願いするものであります。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(衣斐弘修君) 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長(小川孝夫君) ただいま上程されました議第三十二号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第三号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回補正いたしますものは、歳出の保険給付費につきまして補

正をお願いするものでございますが、補正額といたしましては、項の科目において歳出の均衡を図つたため、ございません。

表紙でござんいただきますと、第一条でございますけれども、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第一表 歳出予算補正」によるということでございます。

おめくりをいただきましたしまして、一ページに第一表がございますが、款の保険給付費の中で、項、各ありますけれども、項一介護サービス等諸費で百七十一万一千円の減額、項四高額介護サービス等費で八十七万一千円の増額、項五特定入所者介護サービス等費で八十四万円の増額ということで、補正額の歳出合計はゼロ円ということでございます。

では、歳出の方を御説明させていただきます。

三ページでございます。

款二保険給付費、項一介護サービス等諸費、目一居宅介護サービス給付費、節十九負担金、補助及び交付金で六十二万一千円の減額でありますけれども、こちらの方は、サービス事業者から訪問介護等の指定居宅サービスを受けた場合の給付を減額するものでございます。

同項目3施設介護サービス給付費、節十九負担金、補助及び交付金で百九万円の減額でございます。こちらの方は、介護保険施設から施設サービスを受けた場合の給付を減額するものでございます。

続きまして、項四高額介護サービス等費、目一高額介護サービス費、節十九負担金、補助及び交付金で百二十二万一千円の増額と

ありますけれども、こちらの方は、同月に一割の自己負担が高額の場合、給付されるものがございますけれども、見込み額が増加したため、補正をお願いするものがございます。

同項目二高額介護予防サービス費、節十九負担金、補助及び交付金で二十五万円の減額でございますけれども、介護予防サービス費で自己負担が高額の場合、給付されるものがございますけれども、こちらを減額するものがございます。

次に、項五特定入所者介護サービス等費、目一特定入所者介護サービス費、節十九負担金、補助及び交付金で百九万円の増額でありますけれども、施設サービス利用者に対し、食費、あるいは居住費等の利用者負担を、所得の低い方に対し、平均的費用と所得段階ごとの負担限度額差額を給付するものがございますけれども、見込みがふえておりますので、補正をお願いするものがございます。

同目二特定入所者介護予防サービス費、節十九負担金、補助及び交付金で二十五万円の減額でございますけれども、前目の介護予防に関する負担限度額との差額給付分を減額するものがございます。

補正額は、先ほど申しましたとおり、款二の保険給付費の項の科目内で歳出の均衡を図らせていただきました。これは居宅介護、あるいは施設介護におきまして国・県の負担割合が決まっておりますので、その中で対応させていただいたものがございます。

二ページの歳出の保険給付費の補正額の財源内訳等をごらんいただけますと、この財源内訳の変更はございません。それぞれ今の対応できる負担割合の中で補正をさせていただいたということ

でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十二号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第三号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十三 議第三十三号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）

療特別会計補正予算（第三号）

議長（衣斐弘修君） 日程第十三、議第三十三号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十三号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は二十五万五千円の追加で、予算総額は二億八千四百三十九万四千円となります。

補正いたしますものは、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するもので、財源につきましては、繰入金により収支の均衡を図った次第でございます。細部につきまして住民課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） ただいま上程されました議第三十三号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十五万五千円を追加いたしましたして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億八千四百三十九万四千円とするものでございます。

内容につきましては、町長からも提案がございましたように、岐阜県の後期高齢者医療広域連合へ納付をいたします保険料等の負担金の増額でございます。

それでは、詳細につきまして、議案資料でございますが、ペー

六ページ、最後のページでございますが、そちらの方から御説明をさせていただきます。

款二後期高齢者医療広域連合納付金、項一後期高齢者医療広域連合納付金、目一後期高齢者医療広域連合納付金でございます。補正額二十五万五千円を増額補正させていただきます。補正後の額でございますが、二億五千二百八十八千円とするものでございます。節十九負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては、先ほども御説明を申し上げておりますが、保険料等の負担金ですが、こちらにつきましては御存じのように、制度上、垂井町が被保険者の皆様方から保険料を徴収させていただきますまして、徴収させていただきますね。こちらの軽減分につきましては、困窮者等に係ります軽減分ですね。こちらの軽減分につきましては、県とそれから町費を合わせまして一般会計から繰り入れまして、徴収した保険料と合わせて岐阜県の後期高齢者広域連合の方に納付するものでございます。今回、保険基盤安定事業として保険料軽減分につきまして二十五万五千円が不足となったものでございまして、二十五万五千円の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

五ページでございますが、款四繰入金、項一一般会計繰入金、目二保険基盤安定繰入金でございます。補正額二十五万五千円。補正後の額が三千七百八万一千円でございます。こちら特に保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。節一保険基盤安定繰入金でございます。先ほども一般会計の中の補足説明にございました。県からの負担分を一般会計での補正額として十

九万一千円の補正をお願いしたところでごさいます、そちら県の負担金でございますが、そちらを一般会計で受け入れまして、町負担分六万四千円と合わせて、こちら垂井町の後期高齢者医療特別会計の方に合計して二十五万五千円繰り入れるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきますよう、お願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十三号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後四時三十三分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 藤 埴 理

議員 吉 野 誠